令和８年第５回江北町議会（定例会）会議録								
招集年月日	令和８年９月４日							
招集場所	江北町議場							
開散会日時及び宣言	開議	令和８年９月５日　午前９時00分				議長　井上　敏文		
	散会	令和８年９月５日　午後４時33分						
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　10名 欠席　０名 ○　出席 ×　欠席 △　不応招 ▲　公務出張	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠		
	1	酒井　明子	○	6	土渕　茂勝	○		
	2	古賀　里美	○	7	池田　和幸	○		
	3	田村　康	○	8	西原　好文	○		
	4	江頭　義彦	○	9	田中　宏之	○		
	5	三苫　紀美子	○	10	井上　敏文	○		
会議録署名議員	１番	酒井明子	２番	古賀里美	３番	田村　康		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	山田恭輔	○	健康福祉課長	松田佳世子	○		
	副町長	山下宗人	○	地域づくり課長	宮本大樹	○		
	教育長	牟田久俊	○	農業委員会事務局長	本村健一郎	○		
	総務政策課長	山中博代	○	会計室長	山﨑久年	○		
	町民生活課長	吉原和彦	○	こども教育課長	坂元弘睦	○		
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	大島浩二						
	書記	山下太郎						
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

議 事 日 程 表

▽令和８年９月５日

日程第１　一般質問

一　般　質　問　（令和８年９月定例会）

氏　　名	件　　名（要　　旨）
土 渕 茂 勝	１．令和８年度江北町物価高騰対策事業の進捗状況と問題点を問う
池 田 和 幸	１．物価高騰対策事業は適切に実施されているのか ２．ネイブル及びさわやかスポーツセンターの空調設備の安全性は
西 原 好 文	１．江北町地域防災計画とその取り組みについて ２．国道34号東分交差点から西側の４車線化実現の取り組みは
田 中 宏 之	１．レジ袋を町指定のゴミ袋として活用出来ないか ２．筑水事業による町道、農道への弊害は今後どうする
酒 井 明 子	１．ファミリー・サポート・センター事業の創設を求む ２．再度問う、防災力アップ、安全・安心な町づくりに向けて ３．花山球場の環境改善および暑さ対策を求む
古 賀 里 美	１．鳴江河畔公園のさらなる利活用について ２．ペット同伴避難所の必要性について ３．Ｂ＆Ｇ海洋センター、今後の方向性について

午前９時　開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和８年第５回江北町議会定例会会期２日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで皆様にお知らせいたします。本日は報道機関より議場内の撮影について申入れがあっており、これを許可しておりますので、御了承ください。また、傍聴席の皆様におかれましても、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第１　一般質問

○井上敏文議長

日程第１．一般質問。質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

６番土渕茂勝議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土渕茂勝議員

おはようございます。日本共産党の土渕茂勝です。よろしくお願いいたします。また、傍聴者の皆さん御苦労さまでございます。お礼を申し上げます。

質問に入ります。

令和８年度江北町物価高騰対策事業の進捗状況と問題点を問うということで質問をいたします。

本町では、国の交付金を活用し、長引く物価高騰から町民を守る４つの柱を軸とした町独自の物価高騰対策を実施するために、１億768万８千円の追加予算が６月30日の臨時議会で可決されました。その中の３つの事業について、私は反対の討論をしております。

改めて質問をいたします。

これらの事業については、町民税を滞納している人は補助対象外とされております。そこで、この事業の進捗状況と補助対象外とされた方々の実態について質問をいたします。

初めに、省エネエアコン購入支援事業についてお聞きします。

この事業は応募者も多く、既に８月３日に締め切られていると思いますが、現時点で予算額2,017万円に対して何人の方が応募され、交付額が幾らになる見込みか、お聞きをしたいと思います。

また、交付額の見込みが予算額を超えていれば、超えた分の財源はどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日、明日と一般質問ということで、今回、特に江北町では初となる休日議会ということで実施をされるようになりました。議会におかれましては、これまでも開かれた議会のために、いろんなお取組をいただいておりましたけれども、今回、

休日議会と、江北町にとっても初めてでありますし、恐らく本格的に休日議会ということで実施されるのは県内でも初めてではないかというふうに思います。改めて議会の皆様方に心から敬意を表したいと思います。

今日、朝からいつもと違う微妙な緊張感に包まれておるのは、いつも傍聴は来ていただいているんですけれども、こちらから拝見しても、傍聴者の皆さんの顔ぶれがいつもとはちょっと違うなと。地域の皆さん方だけではなくて、どうも今日は議員の御家族もいらっしゃっておられるようでして、また、さらに言うと、他町の議員の皆さん方、そして、どうも職員の方もいらっしゃるようであります。それだけ江北町の取組、特に、今回はこうした休日議会の取組ということがやっぱり注目を浴びているということなんだろうというふうに思います。恐らくどこの市町も同じような共通の課題を持っておられるということで、そういう意味では、今回の江北町の休日議会がいい先行事例になればなというふうに思っております。

我々執行部もいつもに増して緊張感を持って臨みたいというふうに思いますし、ある意味、我々、特に、ここには課長がいますけれども、課長にとっても言ってみれば晴れの舞台だと思っています。やはり課長の醍醐味というんですかね、こういう緊張感も含めて、こういう場で町政について、自分の持ち場についてきちんと答弁ができるというのは、課長冥利に尽きるんじゃないかなというふうに思います。今日明日、誠実に対応してまいりたいと思います。

ということで、今回、土渕議員からは江北町の物価高騰対策事業について御質問いただきました。江北町では４つの柱を立てまして、適切な時期に適切な支援をということで、これまでも事業を行ってきたことは冒頭の所信表明でも申し上げたところです。

個別の事業をそれぞれ今回御質問いただくということですので、これから順次、担当課長から答弁をさせたいと思います。

まずはエアコンの補助ということですよね。町民生活課が担当しておりますので、この後、課長のほうが答弁をいたします。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

それでは、土渕議員の御質問にお答えいたします。

本町では、長引く物価の高騰から町民生活を守るため、国の交付金等を活用しまして、省エネ性能の高い家庭用エアコンの購入費用の一部を補助する事業を実施したところでございます。

この事業につきましては、住民の方から予想以上に反響が大きく、補助金の申請受付を開始しました８月３日当日に予算の上限に近づいたことから、８月３日購入分までで補助を終了したところでございます。

御質問の補助申請者につきましては、９月２日までに353人の方から申請があっております。交付額は当初、議員は2,017万円と言われましたが、17万円は事務補助に充てておりますので、補助交付額としては当初2,000万円の予算を計上しておりました。この当初2,000万円に対しまして、今後、支出見込みとなる額は2,927万６千円になるものと見込んでおります。

なお、本事業につきましては、補助申請額が予算額を超過したことから、超過分は８月21日付で専決処分を行っております。この超過分の財源につきましては、ふるさと応援基金からの繰入金で対応しているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

引き続き質問をしてまいります。

この事業について、町税の中の住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、保育料、幼稚園利用料、公営住宅使用料、下水道使用料の滞納により対象外とされた方はそれぞれ何人おられますか。また、生活保護者はこの対象外とはなっていないと思いますが、その点もお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

この事業につきまして、町税等の滞納により対象外となられた方は現時点ではいらっしゃいません。また、生活保護者につきましても補助の対象としているところでございます。

滞納があった場合の対象外とされる各税目、各料ごとに見ても、それぞれ対象外となられた方は今のところいらっしゃいません。

以上でございます。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

今の答弁について確かめたいと思います。

この省エネエアコン購入支援事業のいわゆる除外規定として、先ほど申しました町税などの滞納者は対象にしないというふうになっておりますけれども、これについてはゼロだというのはどういう意味ですかね。これは全町民が対象とされたということでいいんですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の再質問にお答えいたします。

対象外となられた方がゼロということですけれども、あくまでエアコン補助の申請があった方について精査したところ、今回の町税等の滞納がある場合には交付しないということには該当していないということです。申請があった方の中で滞納者がおられて、補助が受けられない方はいらっしゃいませんということになります。

以上になります。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

私がこの一般質問をするときに、対象外とされる人数は何人かというふうに聞いております。それは調べていないということになりますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し誤解があられるんじゃないかなと思います。江北町には補助金等の交付規則というのがあります。この話は多分また後でされるんだろうと思いますけれども、その中に書いてあ

るのは、町税、分担金、負担金云々を滞納している申請者については交付ができないと書いているんですよ。ですから、申請そのものができないわけではありませんので、対象者というのが、交付対象者という意味でいけば、考えられるのは、例えば、申請をされた段階では滞納されていた方がおられたとしても、実際、交付決定は留保をしますけれども、その間に完納していただいたら交付決定はするということですから、申請ができないわけではなくて、申請はしていただいて結構です。ただ、交付決定は滞納していただいたままではできませんという意味であります。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

それはすごくごまかしだと思います。この文書の中にそういうふうには書いていないんですよ。初めから滞納者は除外するというふうにこれはなっていますよね。対象としないとなっています。だったら、滞納している人、保育料とか幼稚園費、それから、下水道使用料を払っていない人は、これを申請することはできない、そういうふうになっているんじゃないですか。

そこの説明は、だから、今、町長が言われたような答弁なら、このただし書は書く必要がないんですよ。でも、これを読んだら、対象にされないというふうになっています。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の省エネエアコンの補助についても、補助金の交付要綱を策定いたしました。策定の中には、補助対象者ですね、補助対象者としては、滞納していないことということを条件にしていますから、申請ではなくて、補助の対象にならないということですから、交付要綱を読んでいただいても、申請はいただけます。ただ、完納していただかなければ交付決定ができないというふうになっていますから、ごまかしではありません。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

これを見て、そういうふうに受け取る人はいないと思います。

これは６月30日の臨時議会で、私の質問は、こういう除外規定を設ける必要はないんじゃないかと。国の物価対策にこういう除外規定、税金を払っていないとか、そういう人たちを対象にするべきではないかという質問をしております。それに対して、後でも聞きますけれども、宮本課長のほうからもいろんな理由づけで説明がされております。それは後で聞きますけれども、そもそもこの文書を見て、やっぱり滞納している人たちは申請することはできないと受け取るのは当たり前じゃないですか。だから、この文書があるから私は問題にしているんです。

そして、私はこの文書を撤回するように求めました。ところが、町長は撤回しないと言われたでしょう。だから、これはごまかしだと思います。

私は、いわゆる税金を滞納している、あるいは利用料を滞納している人たちがどれぐらいおられるのかと、その実態を聞くというのが今回の質問です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ごまかしだと言われて、非常に戸惑いを感じます。ここに、先ほど補助金の規則、また、要綱については補助の対象としないというふうに書いてあるということは申し上げました。これが各世帯にお配りをしたチラシなんですけど、ここの中にも補助対象者というふうにしています。世帯全員に町税等の滞納がない方というふうにしておりますから、今回も実際申請をされた方がおられるんですよ。ただ、滞納をされておられたので、その旨をお伝えして、実際完納していただいて、交付決定をさせていただいて、補助対象にしたという事例があるものですから、ですから、これはそうしたことを想定して書いておりますので、誤解なきようよろしくお願いします。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

こういう税金を滞納した人たちが申請をしたときに、それを受け入れたという今の答弁ですよね。（「受理をしました」と呼ぶ者あり）受理をして、補助はしたということですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

申請後に完納されたので、交付決定をして、補助金の支給は済んでおります。ですから、先ほどおっしゃったように、このチラシにそういうことを書くと申請そのものをされないんじゃないかというようなおっしゃり方をしましたけど、今回、実際、結果的に滞納されておられた方が申請はしていただいているんですよ。そして、完納していただいたから、補助金を実際支給させていただいたということで、ルールどおりやらせていただきましたし、実際それに該当される方もいらっしゃったということであります。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

じゃ、滞納したままでは受け付けないということになると思いますけど、そうですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになります。申請はできるわけですから、申請は受付をさせていただきます。ただ、交付決定に当たっては、滞納があると交付決定はできないというふうに要綱でも、また、その上位の規定である規則にも書いていますから、今回、申請はいただきました。そして、受理をしました。実際、審査をする中で滞納をされておられましたので、その旨をお伝えして、完納していただいたので、それを受けて交付決定をして、補助金も支給をしているということです。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

それはごまかしでしょう。滞納していた人がそれを納めたから補助を出したということですよね。だから、これが滞納した税金を払えていなかったら、対象にはならないということでしょう。そういうことでしょう。だから、このエアコンと、それから、後で質問しますけ

れども、農業者物価高騰対策支援事業、もう一つは、小規模事業者物価高騰対策支援事業、全てこの３つのことについては、今言いましたけれども、町税、住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人税、そのほか、保育料、幼稚園利用料、公営住宅使用料、下水道使用料の滞納がある場合は交付をしないと。いわゆる申請はしてもお金の交付はしない、そうでしょう。これを見たら、こういうお金が払えない人は、税金を払えない、滞納を払えない人は対象にならないというのははっきりしているじゃないですか。

私は国の物価対策でこういう除外規定は設けるべきではないと。国の指導もそうなっております。町が独自にするということはあり得るかも分からんけど、でも、物価対策ですから、国民、あるいは町民全員を対象にしなければならないということです。それに除外規定を設けたということが私は大問題だということで、今回も改めて質問したんです。だから、臨時議会のときにこういう詳細な説明はされておりません。ここに書いてあるとおり、町民はこれを見て対象になると思わないと思うんですよ。町民というか、滞納している人たちですね。だから、ここは私は撤回してくれと言ったんです。でも、町長は撤回しないと言った。だから、そこが私はごまかしだと思うんですよ。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

６月30日の臨時議会では詳細な説明を受けなかったとおっしゃいましたけれども、そのときには哲学の話をしました。そこは考え方が違うんだというふうに私が哲学ということで申し上げましたが、土渕議員からは哲学が間違っていると言われたので、哲学に間違いとか正しいとかはないんじゃないですかと。考え方の問題ですから、そういうことを申し上げたわけですから、そのときにも同じようなやり取りをさせていただきましたし、決してごまかしではありません。先ほどから申し上げているとおり、この後、またお話しされると思いますけれども、法律や規則に基づかないで町で独自にやっていながらというお話をされるんですよね。でも、その御質問こそ私は矛盾しているんじゃないかと思います。町独自でやるならだけれども、今回、国の交付金を使ってやるんだからとおっしゃったわけですから、それだったら、やはり国のルールに従うということになるんじゃないですかね。

後でお話が出るかもしれませんけど、先に申し上げますが、今回の個別の補助金については補助金の交付要綱を策定いたしましたし、その中では、申請をしていただいていいですけ

れども、交付決定には滞納状態を解消していただかないといけないというふうに書いています。それは何でかというと、土渕議員は今回、法律や規則に基づかないと多分この後おっしゃると思いますけれども、先ほど御紹介しましたけど、その上位規定である江北町の補助金等交付規則の中に、ただし、町税等の滞納をしている申請者については交付の決定を行うことはできないと書いているわけです。規則にですよ。ですから、これを受けて要綱を策定しているわけです。

さらに申し上げれば、今回、先ほど国の物価高騰対策なんだから国全体のルールにというようなことをおっしゃいましたけれども、国にも法律があるんです。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがあります。この中には、関係者の責務、我々だと思いますけど、どう書いてあるかというと、関係者は補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意しなければならないというふうに書いてあります。もちろん、いろんな事情で滞納を余儀なくされているような状況にあられる方は分かります。それはそれで、いろんな福祉的な措置とか、ほかの対策をきちんと取るべきであって、それ以外のきちんと税金を払っていただいている方にもやっぱり目を向けるべきだというふうに思いますし、それが法律できちんと規定をされているということですから、決してごまかしではありません。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

基本的に国が行う物価対策はペナルティーをかけてはいけないとなっております。少し話しますと、ちょっと宮本課長に聞きますけれども、まず、これまでの物価対策で、例えば、いわゆる商品券は全町民に配付しましたよね。だから、いわゆる税金を納めていないとか、そういう人たちにも配付をしております。だから、これまでは今回つけたような例外規定はつくっていないということです。これが私は本来これまで町がやってきたことだと思うんですよね。それはやっぱり国の物価対策はそういうことを目的にしているからなんです。

そして、今度の施策について、宮本課長はこういうふうに言われております。今回の施策についてね。これは議事録で私は確認しました。支援金につきましては、言うまでもなく国民の税金が原資となっています。納税の義務を果たしていない方に支援金を交付するのは、

社会通念上、不適切であるという考えでありますと。いわゆる町のこの除外規定とは関係ないんです。社会通念上という形で当然だと言われております。誠実に事業を営んでおられ、法的な義務を果たしている方に支援金を交付するべきものと考えているところであります。

ただ、今こういう物価高の中で、真面目に働いても税金を払えないという人はたくさんいるんですよ。だから、そういう人たちに対して、この支援金を配付しないというのはあり得ないことだと私は思います。

町長はいろいろこういう規定が法律でもあると言われました。宮本課長が言われた国民の税金が原資となっていると。じゃ、憲法との関係でちょっと言いますと、憲法第30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」となっています。もう一つ、憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と。この一つとして生活保護があるんですよね。生活保護までいかないけれども、それに近い人たちがおられるというのは御承知だと思います。だから、そういう人たちは国の物価対策ではペナルティーをかけてはいけないとなっているんです。だから、これまで町はそれをやってきました。今回はこういう適用除外というのを設けました。

それで、今の憲法の第30条と第25条との関係ですけど、これについてはどういうふうに判断するのかというと、この２つは分けて考えなさいとなっているんです。だから、滞納しているから排除していいという法体系にはなっておりません。

もう一度、また別の角度から山中総務政策課長にお聞きしますけれども、先ほど町長は何か町の規則であるようなことを言われましたけれども、この物価対策について、町の条例、規則にそういうものがありますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員、先ほど私とやり取りしていたのを、急に……（「いやいや、それは……」と呼ぶ者あり）いや、私が代表して申し上げます。

先ほど幾つか私も申し上げましたけれども、いろんな生活環境の変化であるとか、税金を納め切れないという方がおられるのはもちろん存じ上げていますし、やはりそうした方には手を差し伸べる必要があると思います。ただ、それはあくまでも税については税の分野でやるべきことだということが１つ。

それと、先ほど国の今回の物価高騰対策でそうやって差をつけてはいけないとなっていると。もしどこかに書いてあるんだったら、ぜひ教えてほしいんですけど、今回、江北町と同じように省エネエアコンの補助を国の交付金を使って実施をしているところが手元でも県内外で10事例あります。これらについては交付金を活用されています。そして、うちと同じように、滞納等があられる方は補助の対象としないというところが全てです。ですから、もし今回の国の交付金の使われ方としておかしいということであれば、私はそう思っていませんけど、江北町だけではなくて、県内のほかの自治体もあります。全国にもそういう自治体があります。そして、先ほど憲法の話もされました。ぜひそれは御党が国政の場で議論していただいたらいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、少なくとも今回の我々の交付金の活用の仕方については、その趣旨から逸脱しているとは全く思っておりません。

今回、いろんな交付金の活用の仕方をしました。今回のように補助金的なものであれば交付要綱というものを策定して、個別に実際の支給の方法ということも策定をいたしましたので、あくまでも国からは財源として来るものですから、それは我々が事業に応じて必要な規定を設けるということで、今回の交付金全体についての規定というのはありません。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

山中総務政策課長、今、町の条例、規則にこの除外規定はありますか。いわゆる国の行う物価対策。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

土渕議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長のほうからも答弁があったと思いますけれども、条例等、規則があるかというようなところに関しては、そもそも補助金の考え方を整理しますと、町の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を踏まえまして、江北町補助金等交付規則の規定に基づき交付を行っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

私が質問したのは、国の施策としてやられている物価対策についてです。町として条例とか規則はないんじゃないかと。ないと思います。今言われたのは町の財政の問題ですよね。でも、これは主に国の財源を基にした施策なんですよ。

少し話を進めますけど、町長はほかの市町村もいろいろやっているというふうに言われました。６月の私の質問に対して、町長はこういうふうに答えられております。単純にほかの市町がやっているからということで除外規定を入れているわけではありませんと。それはそのとおりですよね。その少し下ですけれども、法的な根拠というよりも、我々行政の哲学というふうに御理解いただけたらいいかなと思うと。この哲学という言葉は、私が使ったんじゃなくて、町長が使われました。

この哲学について、さらにこういうふうに言われております。哲学には間違いとか正解とかはないですよねと。考え方が違うというだけですから、町としてはそういう考え方を取っているということです。だから、町の考え方ということですよね。だから、私との間でいいますと、見解の相違ということなんですよ。そういうことですよね。

もう一度言いますけど、ここに法的な根拠というのはないとは町長は言っていないね。法的根拠というよりもという言い方をされています。そこには法的根拠がないということを自認されているんじゃないかと思うんですよね。――ちょっと待ってください。もう一つ哲学の話をします。

哲学について、哲学には間違いとか正解はないですねと。これは全く違うと思います。哲学には間違いもありますし、正解もあります。町長御存じの上で言われていると思うんですけど、哲学が始まったのは紀元前６世紀のギリシャですよね。ギリシャで何で始まったかというと、宗教とか神話にはとらわれないで、科学の目で自然、社会を見ると、ここから自然科学とか社会科学が発展して、今日の一番新しい技術としてはＡＩというのが出てきております。もちろんＡＩにはメリットもデメリットもあるから、今、国連で、これは基準をつくらないと大変なことになると、人間の知性を超えるような技術になってきているということが言われております。もう一つは、社会科学というか、社会制度の問題では、いわゆる民主主義というのが実現しております。国民が主人公ですよね。その始まりは1789年のフランス

革命です。フランス革命は、自由、平等、博愛……

○井上敏文議長

土渕議員、質問の本題に入っていただきたいと思います。

○土渕茂勝議員（続）

いやいや、大事なことですよ。私は今……

○井上敏文議長

まだ質問事項が残っておりますので、時間配分をよろしくお願いします。

○土渕茂勝議員（続）

いやいや、大体全体終わりつつありますから。

だから、いわゆる民主主義というのが主権在民と育ったのは、その後の話です。だから、今は多くの国が国民が主人公と。選挙で政治を選ぶと。地方自治というよりも、憲法のことで、いわゆる地方自治の問題でお話しというよりも、地方自治というのは、憲法第92条、第93条、第94条、第95条に書かれていますけれども、この１つは、住民自治と、それと団体自治です。だから、町長も私たちも住民から選ばれて行政をつかさどっていると思います。町長は行政の責任者です。だからと言ったらおかしいですけど、ここで地方自治の本旨は何かといいますと、地方自治法第１条の２、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と。いわゆる住民の福祉ですよね。先ほど確かに町長が言われているのは、ほかに住民の困った人たちを助ける手段は幾らでもあるよという話をされました。それはそのとおりだと思います。でも、今の生活状況の中、いわゆる物価高という中で、国の物価対策というのは最も全ての町民が受けなければならないことだということだと思います。だから、法律に従って行政は政治をすると。哲学ではなくて、そのことが今求められていると思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

まさに今、土渕議員が法律に基づいてする必要があるとおっしゃったですよね。ですから、先ほど申し上げたように、我々は国の補助金等の法律であるとか、それに基づいて策定をしておる補助金の規則であるとか、そういうルールに基づいてやらせていただいていますということを申し上げたんです。

ですから、先ほど前のときには、いや、国はそうであろうと町独自にやれるんだったらというふうに、どちらに主軸を置いておっしゃっているのかなというのが、国のルールにのっとってとおっしゃっているように聞こえる一方で、いや、国は国だろう、町独自でもやれるだろうというふうに聞こえるものですから、どちらのお考えなのかなというのが正直私にはよく分かりません。

先ほど哲学のお話をしていただきましたし、地方自治の話までしていただきました。私は実は修士号を持っているんです。修士論文は「地方自治の本旨と地方分権の本質」というタイトルだったんです。ですから、ここで地方分権の議論をしてもいいんですけれども、今回、交付金の在り方ということでおっしゃいました。

先ほどから申し上げているように、補助金に関する法律とか規則に基づいてやっています。ただ、そう言うと、しゃくし定規にやっているように言われますけれども、申し上げたとおり、残念ながらいろんな形で税金がもしお支払いできない環境におられる方は、別の手の差し伸べ方をする必要があるということを申し上げたわけでありますから、決して通り一遍に言っているわけではないということであります。

土渕議員におかれては、土渕議員御自身の根本的な政治信条であるとか、また、哲学に基づいて今回御質問をされておられるんだろうというふうに思います。だって、ある意味、場合によっては、税金なんてもともと国民から取らなくてもいいというような考え方も世界にはなくはないわけですから。そういうことになりますと、今回、あくまでも江北町の物価高騰対策事業としては、そういう法律、規則にのっとって、また、この事業をやったほうがいいというのは町独自で考えてやらせていただいていますから、そういう意味で、この間、哲学というふうに申し上げたのは、信条と置き換えてもいいです。自分と同じ信条でなければ間違っているという言い方は違うんじゃないかというふうにこの間申し上げたのであって、私も今、行政の責任者をさせていただいているものですから、町は町としての哲学、考え方、信条に基づいて今回やらせていただいていると。ただ、残念ながら、そこは土渕議員の哲学なり信条とは少し相入れないところがあるということで御了解いただければと思います。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

改めて見解の相違ということではないと私は思っています。国の物価対策というのは、やっぱり喫緊の課題だと私は思うんです。単純にそれを全ての国民が、税金を払っていないからということで対象から外すというのは違うんじゃないかと。

９月の商品値上げ、商品が値上げされる品目は4,923品目。これは帝国データバンクの資料ですけれども、さらに私はこれから物価高で国民の暮らしには直撃するというふうに思います。だから、この除外規定、これは取り払う必要がある。行政の在り方としては、やっぱり法に基づいて、地方自治法に基づいて、これは義務ですよね。これは我々議員とか町長だけじゃなく、公務員の義務です。そういう法に従って、そして、行政を進めていくと。だから、今度の物価対策での除外規定は撤回すべきだということを求めたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど来、土渕議員は、国の物価高騰対策交付金については、今おっしゃったように、滞納している滞納していないで差をつけるべきでないということは何に書いてあるんですかね。もしありましたら、ぜひそれを拝見したいです。それこそ考え方じゃなくて、根拠があられておっしゃっているんだと思います。

我々はここ２年ほど物価高騰事業をやっていますけれども、そうした規定といいましょうか、それはちょっと拝見したことないものだから。ただ、それは我々がうっかり見落としたわけではなくて、ほかの市町も同じようにしてあるから、申し上げたように、交付金の中でも補助対象としないというところがあるんじゃないかというふうに思います。

だからといって、今回の物価高騰対策で全て滞納者の方を除外しているわけではありません。例えば、元気クーポン券事業、町民の方お一人お一人にお配りしました。そのときに私たちが滞納者の方に送っていないならまだしも、そうしたものについては全部やっているんです。水道料金の補助もさせてもらいました。これも除外はしておりません。

ですから、交付金としてのルールというよりも、まさに哲学、それぞれの考え方があります。さらに言うなら、今回、エアコンの購入補助ということで、個人の方がエアコン、御自身の財産を形成されることについて、直接うちがお支払いする補助なんです。以前はなかなかこういうのはなかったんです。やはり時代が変わり、まさに今物価高騰で苦しんでおられる方がおられるから、こうしたことも認められているということでありますから、もし今回、

物価高騰対策の交付金で滞納者に差をつけると――差をつけているわけじゃなくて、ルールがそうなっているものですから、そうしてはいけないというルールがもしあるんだったら、ぜひそこは教えていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

自ら町長、それをルールではなくて、クーポン券の話をされたですよね。そのときはこういう除外規定はありませんでした。だから、そこを前から――ないですよね。それを確認できますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ないというのは、何がないんですか。除外していないかということですか。対象にしています。（「クーポン券については……」と呼ぶ者あり）全てお送りしています。（「そうでしょう。だから、そこを……」と呼ぶ者あり）いや、だから、今回のは補助なんですよ。だから、補助金には規則がありますし、法律もありますよと。ですから、それにのっとってやっているということを先ほどから申し上げているんです。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

クーポン券は国の物価対策の一つです。だから、これについては、いわゆる排除するという例外規定は設けていません。それはこれまでそうだったと私はさっき言いました。今回初めてなんです、これをやるのは。そこは矛盾だと私は思うわけ。町長は、それは行政の考え方と言われました。でも、それは違うでしょうと。国はそういう除外というのは認めていないと思います。認めていないというよりも、趣旨からするとそういう除外はあり得ないということと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

だから、ぜひ国が認めていないというものが記されたものがあれば、どこに書いてあるのか教えていただきたいです。本当に本心からそう思います。ただ、そうじゃなくて考え方だとおっしゃるから、そこは考え方、哲学が違うんじゃないですかと。

ただ、交付金を使った事業、今回、冒頭言いましたけれども、２億円ほど使わせていただきまして、江北町は元気クーポン券、高齢者の医療の補助、いろんなのに使わせていただきました。それはそれぞれに補助金でやるのか、もしくは給付なのかによって、それぞれのルールが確かにあるんです。ですから、そのルールに基づいてやっているということで、土渕議員がおっしゃるように、元気クーポン券は全員に配ったならエアコンも全部させろと、そういうお話ではないですよねということです。

ですから、もし交付金そのものについてそういう制約があるんだったら、ぜひ教えていただきたいです。これからも多分物価高騰対策は続くと思うんですよね。それだったら、それを踏まえてやる必要があるということですから、もし国のそういう通知があればぜひ教えてください。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

エアコンの話で、それを全部にしろということは私は言っていないです。それを申請できる権利を奪ったら駄目だということを言っているんです。

それと、今、国はどういう形で、いわゆる物価対策をなぜやっているかと。その根拠は、１つは憲法第25条です。そしてもう一つは、先ほども紹介しました地方自治法の第１条の２にあります福祉の向上と、これが根拠なんです。これに従って町は行政を進めなければならないということです。国は排除規定を設けていいなんて一つも言っていないと思います。

以上です。

○井上敏文議長

質問は。質問を言ってください。感想で終わっておりますので。

○土渕茂勝議員（続）

いや、感想じゃなくて、今言いました。町長が言われたのは、物価対策で私が言っている

全員に交付しなければならないという根拠は何かと言われたから、それは憲法の第25条と、それから、地方自治法の第９条がそうだということを言っているんです。その精神で物事を進めるべきだと。だから、この除外条項は撤回すべきじゃないかということです。それで一応町長の質問に対する私の答えとします。

○井上敏文議長

答弁いいですか。

○土渕茂勝議員（続）

答弁はさっきも言いました。改めて国の憲法、それから、地方自治法に基づいて、この例外規定は撤回すべきだということを求めたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

憲法で保障された国民の権利、または地方自治法に定められた地方自治体の責務、それぞれございますけれども、それを具体化するために、いろんな法律があったり、規則があったりするんだろうと思うんです。ですから、町としては今回は補助金として交付をさせていただきますから、国の法律であるとか町で定めた規則にのっとってやらせていただいているということであります。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。あと５分です。

○土渕茂勝議員

見解の相違ということになりますけれども、でも、行政は法に基づく取組をすることを私は期待して、質問を終わりたいと思います。何かありますか。（「あります」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

いみじくも先ほど土渕議員おっしゃったように、見解の相違なんですよね。それを私は行政で哲学の考え方の違いということで申し上げました。

ですから、考え方に、哲学に正しいとか、自分と違うから間違っているとか、そういうこ

とはないんじゃないですかねと。自分と同じ考え方でないと間違っているというのは違いますよねという意味で、哲学の問題ですよねというふうに申し上げたところでした。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

繰り返しになりますが、哲学というのは、そういう見解の相違ではない。科学の目で自然を見る、そして、社会を見るというのが哲学だということを述べて、質問を終わりたいと思います。

○井上敏文議長

これで６番土渕議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前９時56分　休憩

午前10時10分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

７番池田和幸議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

７番池田和幸です。元気になりましたので、今日はしっかりと発言をしていきたいと思います。傍聴者もたくさん見えられていますので、しっかり声は聞こえていますかね。頑張っていきたいと思います。

それでは、今回、２問質問を出しております。

まず１問目、物価高騰対策事業は適切に実施されているのか。

令和７年度から令和８年度の江北町物価高騰対策事業は、長引く物価高騰の折から町民を守るため、国の交付金を活用し、事業費総額約１億8,900万円を計上され、実施されています。内訳として、１、暮らしを守る、２、健康を守る、３、産業を守る、４、学びを守るの４つの柱を軸に予算編成されています。

そこで、質問ですが、１問ずつ行きたいと思います。

まず１つ目、この予算編成を決める際、国からの急な交付決定のため、十分な時間等がな

く、念入りな企画が難しかったのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと答弁の前にですけど、先ほど土渕議員とは激しい議論を闘わさせていただきましたけど、決して仲が悪いわけではありませんので。これもやはりお互いの考えに基づいて議論を闘わせるという議会の本来の目的に沿った議論だったということで、今日、ふだんお越しにならない傍聴者の方もおられますからですね。というのも、例えば、江北町は今、八十八か所巡りというのをやっているんですけど、これは土渕議員は私の師匠でありまして、いろんなことを御指導いただいて、町の活性化にも生かさせていただいているということで、誤解なきようよろしくお願いします。

池田議員からは、今回、物価高騰対策、６月に直近の国の内示がありました。その内示を最終確認してからと思っていたんですけれども、６月補正予算のタイミングでは間に合わなかったので、６月30日に臨時議会を開かせていただいたということです。

ただ、もともともう一回内示があるだろうということは分かっていましたし、それを前提にして各種の事業を予定しておりました。ただ、予算規模がはっきりしなかったものだから、それを待ったということなものですから、決してそこから考え始めたわけではありませんので、先ほど池田議員が御紹介いただいたように、まさにこの交付金をどういうふうに使うかというのは、やっぱり市町によって考え方も違いますし、ここが我が町の力の見せどころだということで、いろんな事業に取り組んでいるところです。

１つに暮らしを守る、２、健康を守る、３、産業を守る、４、学びを守る、これは当初の段階から打ち立てた柱でありますから、この中にどんな事業をぶら下げていこうかということは当初から計画をしておりましたものですから、特に今回、６月の国の内示を受けて立案をしたというわけではありませんので、特に議論が不十分だったという認識はございません。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これが重点支援地方交付金の追加ということで、国のほうから1,000億円の追加が来ております。左のほうは生活者支援、それから、右のほうは事業者支援という形で、これは国のホームページにも載っていますので、後で見ていただければ分かると思いますが、一番下は算定方法、人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定してお願いしますということで、先ほど土渕議員のことでもいろいろ討論があっていましたけれども、こういう形で来ているということです。

次が中身です。推奨事業メニューで1,000億円追加で書いてあります。これが８年度補正予算です。同じような形です。左のほうが生活者支援で、いろいろ食料品、それから、低所得者とか高齢者、それから、物価高騰に伴う子育て世帯支援、消費下支え等を通じた生活者支援とか、省エネルギー、先ほどエアコンのことも出ました。あと、事業者支援も中小企業から医療、農林水産業、中小企業、地域公共交通と、こういう形の中で、うちのほうはこの中から抜粋されて事業をつけていただいたということです。

それでは、ここで２問目の質問に入ります。

まず、暮らしを守るで各地区に支援金を支給する地域活動支援事業で、ハード事業やソフト事業の各地区の事業内容を教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

各地区への地域活動支援事業におけるハード事業及びソフト事業の内容についての御質問でございます。

この地域活動支援事業につきましては、エネルギー価格の高騰などにより影響を受けている地域活動が停滞をしないようにということで、負担軽減を図るとともに、省エネの取組等を支援することで地域活動の継続を推進するものでございます。

主なものとしましては、町内の全35地区のうち、今のところ31地区におきましては、地区集会所等の照明器具のＬＥＤ化、そして、エアコン設備の更新、あと、バリアフリー化によるフローリング工事、畳替え及び集会所周辺の整備などのハード事業を計画されているところでございます。

そのほか、主催するお祭りや運動会等に係る経費、地区内組織への助成金などのソフト事

業をハード事業と組み合わせて計画されている地区もございます。

いずれの地区においても、これまでしたくてもできなかったことに御活用をいただいているということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

もう一度モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これが７年度の補正から８年度の６月まで時点のうちの町に来た交付金で、約１億円ですね。この中で、先ほどの同僚議員の質問にありましたけれども、物価高騰対策生活者支援クーポン券、これは終わっております。それから、水道料金の高騰のための支援、これも今行っております。それから、各種検診、予防接種等に係る自己負担の無償化、これはこの後、また質問をします。こういう形でうちの町も取り組んでいるということは、こうやって出ています。これは町のホームページについていますので、ぜひ確認をしていただきたいと思います。

そして、質問です。今、各地区に配付をされた事業費の中で、35地区のうち31地区ということで、４地区はまだですよね。35地区のうち31地区と聞こえましたので、残りの地区が、議員に対する事業説明では繰越しもできるとお聞きしました。通常、７年度、８年度で行った事業を繰り越すということは９年度になるわけですよね。その辺は、議員の説明会では繰越しもいいと言われました。

それともう一点、エアコン等がいろいろされています。この中に運動会ということを今言われましたので、運動会が今度の町民スポーツ大会に係る費用とかになるのか、その辺はあれです。

最後に、各地区に支援金を支給する事業説明で、地区の集会所や公民館の備品購入費用にされていることだけでなく、現金や商品券、クーポン券などの配付があったということを耳にしています。この辺の確認をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

３つ御質問いただきまして、２つは私のほうからお答えいたします。

繰越しは、町の予算を繰り越すわけじゃないんです。区に交付した後に、区が使うときに区として繰越しをされるということなんです。ですから、町としては区に補助を出した時点で執行していますから、町は繰越しをしません。

これは実は大分議論したんです。というのが、80万円が最高額なんですよ。区長会でも言いました。本当に申し訳ないですけど、毎年こんな金額を各区に配れるわけでは正直ありませんと。今回、重点交付金がたまたまあったものですから、各区に補助として交付をさせていただくわけでありますので、ぜひ大切に使ってもらいたいと。区によっては、来年あれを予定していたけれども、来年あれに使いたいなというようなニーズもあるでしょうねと。ですから、今回80万円もらったからと80万円全部使うだけじゃなくて、来年度に予定されているものがあれば、来年度に使えることにできないかなということで、それこそ先ほどの土渕議員じゃないですけど、国に確認をしました。それは問題ないということでしたので、町として補助をしてしまえば、その後の繰越しということは区でできるものですから、それだったらそれがいいよねということで区長さん方にもお話をして、区によっては今年度じゃなくて来年度以降にしようというふうになったところがあるので、申請は32地区出ています。ただ、そうやって繰越しをされるところが１区あったので、今回、全部じゃないと思いますけど、使われるところが31地区あったということです。

こういうのも、例えば、過疎債、うちも過疎債を使っていますね。ハードとソフトがあるんですけど、ソフト事業は基金にうちも積み立てられるんです。これは制度としてそうなっています。ですから、町も国からの過疎債を活用して3,500万円借りて、わざわざ基金に積むというようなことで、言ってみれば繰越しですからね。とか、例えば、スポーツ協会、文化協会、いろんなうちが補助金を交付しているところもあります。ここも交付した後は繰越しをされていますから。ですから、それと同じ発想じゃないかなということで、ここは少し町としても工夫をしたところです。

それと、運動会は、町民スポーツ大会はもちろん今年も晴れるでしょう。開催をするつもりでいますけど、区によってスポーツ大会、運動会をされるところがあるんですよね。今回のこの補助金の目的は、価格高騰によって地域活動に支障を来さないように、これまで活動していたいろんな行事ができるようにという趣旨も含まれているものですから、区の運動会にも使っていただいていいということにしているということです。

３点目は課長が答弁します。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

金券、現金とかクーポン券とかに使われているんじゃないかということだったですかね。今のところ32地区出ているものの中では、金券に使われているという地区はございません。金券というか、現金を渡したり、クーポンを渡したりとかですね。ただ、地区内の子供クラブだったり、老人会だったり、生産組合だったりというようなところに助成金としてお渡しというか、使われる、研修費に使われたりとか、そういうことを計画されているところはございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

今回の各区に対しては、最初の質問、区長会等では、やはり備品とか、区民の方がみんな分かりやすいというふうにされるんじゃないかなと。それは私の考えですよ。そうじゃなかったのかなと。個人一人一人のためにというより、区のみんなが利用する公民館とか集会所とか、最初はそういう形だったんじゃないかなと思うんですけど、その後、私が言いました現金とか商品券とか、そういうのは使っていい発言はされているんですよね。発言、そちらから。だから、それはやっぱりよくないんじゃないかなと思いますけど、その辺は町長、理解していますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

区長会で申し上げたのは、今回、ハード、ソフト、いずれについても使っていただいて結構ですと。ちょっと誤解があってはいけないなと思ったのは、公民館がある区とない区で交付額が違います。ですから、中身を見ると、ハードに幾ら使う必要がある、ソフトに幾ら使う必要があるというふうに見えがちなので、そこの区別はありませんよと。交付税的なもの

だからですね。その上で、どういう使い方をするかというのは区でお考えくださいというふうに申しました。

ふるさと創生１億円と昔ありましたね。実はあれでいろんな使い方がありました。ですから、今回も区としてどういうことに使うかということをやっぱりいろいろ話し合ったりしていただくということも、この補助金の意味、趣旨なものだから、クーポン券に使っていただいて、クーポン券を買って誰かが個人的にもらうのはもちろん駄目ですよ。そうでなければ、区の中でいろんな活動がある中で、クーポン券だから駄目というような言い方はしていないと思います。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、先がありますので、次に行きます。

３つ目の質問です。家庭用省エネエアコン購入費用の一部を助成する事業の現状として、申請件数や住民からの問合せ状況をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えいたします。

省エネエアコン購入支援事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、予想以上に町民の方の反響が大きく、補助金の申請受付を開始した８月３日には予算の上限に近づいたことから、８月３日購入分までで補助を終了したところでございます。

御質問の申請件数につきましてですけれども、９月２日時点で353件でございます。

ちなみに、このうち2027年省エネ基準を達成したエアコンは195件で、全体の55％を占めております。また、2027年省エネ基準を達成していないエアコンにつきましては158件で、全体の45％となっております。

また、住民からの問合せにつきましては、関心が高く、評判もよかったことを受け、事業の制度や申請方法に関するお問合せがほとんどでございました。

以上でございます。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

先ほどの同僚議員の質問の回答と１人違うんですね。352件と聞こえたんですけど、今のところ353件ですね。

それはいいとして、今議会の専決処分では341件で、353件と既に増えていますよね。

それで、質問ですが、エアコン購入はまだ続いているようです。受付をまだ締め切っていないと思います。それで、受付がいつまでなのか、期限を決めることはできないのでしょうか。その辺はどうなのか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

もともと補助金としては１月末までの申請期限ということになっていました。ずっとかつがつ出てくるかなと思っていたものだから。というのは、特に今回、エアコンは買ったけれども、設置に時間がかかると。ニュースなんかでは一月も二月もかかるというようなことも聞いていたものですから、少し申請期間は長く取ったほうがいいよねということで、１月末までの申請期限にはさせていただいていましたが、今回、大変関心も高くて、最終的には８月３日に購入まで済まされた方ということで打切りをさせていただきました。それでも大体江北町が3,500世帯ですから、350件以上申請をいただいたということですから、町全体でいけば10分の１以上の世帯にはそうしたエアコンの購入の補助がさせていただけたんじゃないかなと思います。

先ほど専決の話をされたのは、冒頭でも感謝申し上げたように、８月３日の途中で予算が切れたからといって、そこから門前払いするようなことはやっぱりしてはいけないなということがありましたものですから、ひとまず申請については受付をさせていただいて、あとは専決をさせてもらいたいということで御相談をしたところです。さりとて、１月末まで、これからずっと買う人たちの分までとなると、予算的に上限が見えないものですから、最終的には８月３日に購入をされた方までを受付するということで、ある意味、キャップをはめさせていただいた上で専決をさせてもらいたいというふうに言ったんです。

ですから、今申請をされていない方はどういう方かというと、８月３日までに購入はされ

ている。工事が遅くなった、もしくは工事まで終わっているけれども、まだ申請をしておられないという方なので、そういう意味では、潜在的な申請者というのはこれ以上は増えないんですよね。反省とは言いませんけど、今回、エアコンの補助をしてみて思ったのは、うちの制度が後申請なんです。要は買って設置して、それからの申請ということになるものですから、補助金がもらえると思って申請したところが、いっぱいだったからもらえなかったという事例が発生しかねないよねというところが一番、今回、我々の取扱いとして考えたところでした。我々の中では期待購入者というような位置づけをしていましたけれども、ですから、そうならないように、先ほど申し上げたように、予算をここまでだとした上で、８月３日までに購入された方というふうに決めさせていただくことで、我々が打ち切った後に購入された方は、申し訳ありませんけれども、当然打ち切ったというのを御存じの上で購入をされたわけですけど、もらえるものだと思って購入、設置をしたけれども、結果もらえなかったという期待購入者のところは、やっぱりきちんとフォローする必要があるだろうということで、そうした方の分も含めて、今回、専決の前に事前に議会のほうにも御理解をいただいたということでありますので、まだ全ては埋まっておりませんけど、８月３日時点で既に申請をされた分、それと、打ち切った後で、対象にはなるけど、まだ申請されていない方の分を見込んで専決させていただいたということです。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

吉原課長に聞きたいと思います。

先ほど問合せがあったということですので、どういう問合せがあったのか、聞きたいと思います。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の再質問にお答えいたします。

この事業の問合せにつきましてですけれども、例えば、制度について教えてくださいということがあったり、実家の親に代わって申請できますか、８月３日を待たずに申請できます

か、予算を超過した場合どうなりますか、申請書はどうやって手にしたらいいですか、郵送と窓口、どちらが先着順になりますか等々の質問を受けております。

以上でございます。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

議会のほうにも説明がありました。特に、副町長のほうから詳しくその辺のエアコンについていろいろな問合せ等にありましたので、ぜひこれを教訓にしてやってもらいたいと思います。

答弁はいいです。次、行きます。

４番、健康を守るで、各種検診、予防接種等に伴う自己負担額無償化と後期高齢者の人間ドック、脳ドックの検診状況をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

池田議員の御質問にお答えします。

各種検診、予防接種等に伴う自己負担額無償化の状況について、まず予防接種の状況について申し上げます。

予防接種の４月から６月までの３か月間の接種状況を前年度と比較しますと、全体として接種者数は増加しております。特に、令和７年度から定期接種となった帯状疱疹ワクチンにつきましては、４月から６月までの不活化ワクチン１回目の接種者数が122名となり、令和７年度の同期間39名と比較して約３倍に増加しております。制度の周知等により接種が進んでいるものと考えております。

次に、各種検診の状況について申し上げます。

特定健診につきましては、７月より実施をしており、７月の１か月分の受診状況を前年度と比較しますと、受診者数はおおむね横ばいとなっております。しかし、新規の受診者や数年ぶりに受診される方も見受けられ、無償化が受診の大きなきっかけとなっていると考えております。

各種がん検診の受診状況につきましては、集団検診が９月７日から９月14日までの期間で

実施を予定しております。そのため、現時点におきましては報告できる数字がございませんが、受診方法等に関する問合せが例年より多く寄せられている状況でございます。

後期高齢者の人間ドック・脳ドック助成事業につきましては、令和８年７月１日より申請受付を開始しております。８月末時点でのドックの申請件数は、人間ドック３件、脳ドック１件の合計４件となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少しだけ補足します。

何度か出てきていますけど、江北町はやっぱり物価高騰から暮らしを守る、健康を守る、産業を守る、学びを守るという方針を一番最初に打ち立てました。実は打ち立てることは結構大事なんですよね。やっぱりその後、いろんな事業を考えたりするときに、何か思いつきでやってしまってもなかなか続かないとか、いろいろある中で、それぞれの箱の中に事業を埋めていこうということで庁内で作業した結果、今回、健康を守るということで、例年なら負担をしていただいている自己負担分を無償化することで、どうしても生活がきつくなると、ちょっと検診を受けずにおこうかということをぜひ防ぎたいということでありましたから。ただ、ただならば受けるかということで増えているということではありますけど、そうじゃなくて、昨年度と同じ数が維持できれば、我々としては事業としての趣旨は達成できているんじゃないかなというふうに思っているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、再質問をします。

がん検診は、先ほど言われたとおり、９月７日から予定されています。各種検診、それから、予防接種等に伴う自己負担無償化の予算額は1,135万８千円が今回計上されて各町民の方に無償化でされる予定になっていますが、来年以降もこういった事業に対しての支援は何か考えがありますか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

当然そういう話になりますよね。金の切れ目が縁の切れ目とならないようにしないといけないなと思いますし、今回の事業をまた検証させていただいて、そこにもし住民の皆さんのニーズがあるということであれば、財源は別として、既に今内示を受けている交付金は全てフル活用しているものですから、恒常的、継続的な事業にするかというのは、また当初予算に合わせて、ぜひ中で考えたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

私も病気になりまして、昨年は議会も休ませていただいたこともありました。そういう意味で、今回、無償化ということで、町長のほうからもつけていただいたのは感謝をしております。ただ、先ほど特定健診が横ばいということでしたので、その辺の対策は、国、県の要望も来ておりますので、ぜひ特定健診に関してはもう少し何らかの計画等をしていただきたいんですが。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、一連の健康を守るための事業は1,100万円なんですよね。例えば、何かの建物を建てたり、道路を造ったりするのは何億円とか何千万円とか予算がかかるのに比べれば、これだけ町民の皆さんに広く伝わる事業は、ある意味、健康福祉分野というのは予算そのものは実はあんまり要らない。要らないわけじゃないですけど、あれだけやって1,000万円ということですから。ただ、やっぱりそういうことを発想、構想して、実際、具体的な制度にするというところが、今回、健康福祉課が中心にやってくれましたけれども、そこがやっぱり今の町のやり方だというふうに思いますし、ぜひ来年度以降についてもきちんと検証した上で、また考えていきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、次の質問に行きます。

産業を守るで、農業所得者に対する支援事業の申請状況と小規模事業者支援事業による事業主の申請状況をお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、農業者支援事業の申請状況につきまして、現在の申請者数は204名、申請率78％、交付決定額は885万円、執行率71％でございます。

続いて、小規模事業者支援事業の申請状況でありますが、申請者数は345名、申請率66％、交付決定額は1,812万円、執行率68％。

以上であります。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、再質問ですけれども、農業所得者に対する支援事業に対しての概要は、農業委員会等々の話合い、当然、課長が農業委員会も兼ねておりますけれども、そういう話合いというのは農業委員会で行われたのか。

それとまた、小規模事業者支援事業は、事業内容に関して商工会等に打診をされて話をされたのか、その２点お願いします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の再質問にお答えします。

農業委員会と商工会のほうに事業の企画立案について事前に問合せをしたのかということであると思いますけれども、企画立案段階においては双方に聞き取り等は行っておりません。

ただし、ある程度の事業のフレームが決まった段階では、農業委員会、商工会のほうにこういう事業でやりたいということでお示しをさせていただいているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

商工会に関しては、私が商工会のほうに聞いたところ、ほとんどこういうことは事前に、ほかの商工会では町と連絡を取り合ってやっているということでした。そういう面に関しては、やはりこれから行うことに関しては、町長はよく共存共栄と言いますね。そういう形も取っていただけないかと思いますが。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員のおっしゃるとおりです。池田議員がおっしゃるように、やっぱり連絡を取り合う必要がある。ただ、どっちが先かは決まっていないと思います。この間、杵藤管内の商工会の会長さんとの意見交換会がありました。その中で、商工会長さんたちともお話をしまして、私のほうからもそれを言わせていただいたんです。決して江北町の商工会がそうと言っているわけではないですけれども、我々もやっぱり何かやりたい。もし商工会としてもやりたい、もしくはやってもらいたいということがあれば、どうしても正直言うと、そのときも言いましたけど、我々役所の人間というのは景気の動向とか世の中の動きには少し鈍いところがあるから、ぜひそこは商工会として、こういうのをやってくれないかとか、こんなのをしたいということがあれば積極的に言ってもらわないと、商工会から言ってこられなかったから、商工会は町から言ってこなかったからということじゃ、やっぱりお互い不幸な関係になりますよねと。だから、お互いが言い合う関係がいいですねというふうに申し上げましたものですから、おっしゃるとおり、やはりお互いに連絡を取り合うという関係が大事だと思いますし、小さな町です。農業関係もそうですけど、例えば、知り合いの商工事業者とか、農業者の方とか、そういうところは我々は日常感覚として状況というのは、それこそ三夜待も一緒にしたりしているでしょう。そういう中での肌感覚というのは持った上でではありますけれども、せっかく池田議員から今回お話しいただきましたので、お互いぜひ連絡を取り

合って、できればお互い遠慮し合うんじゃなくて、こんなのをしてくれないか、こんなのをしませんかと、そういう関係がいいなというふうには思っています。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、よろしくお願いしたいと思います。

では、最後の質問に行きます。

学びを守るで、文化活動支援事業による文化協会への支援とスポーツ活動支援事業によるスポーツ協会への支援の状況はどうなっていますか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

文化協会並びにスポーツ協会への支援の状況についてお答えいたします。

文化協会への支援につきましては、物価高騰対策の予算編成時に文化協会と相談いたしまして、毎年の通常予算では整備することが難しい文化協会の発表会の開催に必要な備品等を整備することといたしております。具体的には、文化発表会の開催に必要な机、パーティション、発表会用の看板などを予定しております。

次に、スポーツ協会への支援につきましては、物価高騰対策の予算編成時にスポーツ協会の各部と相談いたしまして、通常予算では整備することが難しい県民スポーツ大会等で着用するユニホーム等を中心に整備する予定としております。現在、10月の県民スポーツ大会に向けて準備を進められていると伺っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

これも議員例会のときにいろいろかくかくしかじかありました。

そしたら、モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これが我々に示されたスポーツの町宣言50周年を迎えるに当た

りということで、これはスポーツ協会への補助金350万円です、物価高騰により。中身が、一応ここの段階では活動中の404名いらっしゃいますので、先ほど教育長が言われた各種のユニホーム等の購入というような形を言われました。

それで、その議員例会のときにこういう説明をされたときに、これは議員例会というより臨時議会で出された資料でした。そのときに同僚議員から、ユニホームがないところもあるんじゃないかとか、いろいろありました。それに対して、やはり答弁がはっきりこちらに伝わってこなかったです。それで、議会を通し、そこの場では臨時議会で各議員承諾して賛成をしましたけれども、ただ、ユニホームだけで――ユニホームだけじゃないでしょうけれども、そういうのではいろいろ問題があるので、もう少し検討してくださいと言う議員がいましたけれども、その後、なかなかこちらのほうにどういうふうにしてきたというような答えがあっていません。

そこで、１つ質問をしたいと思います。

文化協会への支援とスポーツ協会への支援は、どちらとも役員会等での会議を待たずに事業内容が決められています。時間が取れなかったのは分かりますが、６月補正で示された事業内容が違うように決められたのはなぜでしょうか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘の文化協会、スポーツ協会についての予算執行につきましては、当初、文化協会の発表会であるとかスポーツ協会のスポーツ大会のユニホーム等ということでお示ししておりました。それぞれの協会と話をする中で、議員御指摘のように、ユニホームが必要ないところもあるという御意見を伺いましたので、改めて協議をいたしまして、ジャージの上着であるとか、ポロシャツであるとか、そういったものを希望するところもありましたので、それも含めてスポーツ協会の理事会、常任理事会に提案するということにしております。予算執行につきましては、文化協会、スポーツ協会への補助でありますので、内部でしっかりもんでいただいて、本当に必要なものを整備していただくことにしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。

ただ、私がさっき質問した役員会、理事会、そういうのを、そちらから早く臨時でいいからしてくださいというような意見はやっぱり言っていただいたほうがよかったんじゃないかと思います。だから、文化協会、それから、スポーツ協会のほうもなかなかちゅうちょするような形になったと思いますので、それは臨時でもできないことはありませんので、ぜひそういう形にしていただきたいと思います。答弁ありますか。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のように、当然、事務局だけではなくて、臨時に常任理事会、理事会を開いて意思決定をしていくという段階を経るべきであるということは感じております。ちょうどタイミングができなかったということもありますけれども、今後はしっかりそういう協議の場を持ちながら予算執行に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、２問目に行きます。

ネイブル及びさわやかスポーツセンターの空調設備の安全性は。

ネイブルの空調設備設置工事では入札に不落があり、また、さわやかスポーツセンターでは空調設備設置の安全性で問題が生じました。

今回の質問ですが、熊本県宇城市と八代郡氷川町で最大震度７を観測し、イオンモールではガス爆発により７人の方が死亡するという惨事が起きました。

質問に入ります。

ネイブル及びさわやかスポーツセンターのどちらも、空調設備にはプロパンガスが使用されています。安全性に問題がないのか、心配です。設備的に問題ないのか、図面等を用いて

説明と答弁をお願いします。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと画面を出しますので、お待ちください。

○井上敏文議長

休憩しますか。（「そしたら、こっちの画面から行きましょうか」と呼ぶ者あり）

じゃ、池田議員、続けてください。７番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、すみません、私のモニターから。

（パワーポイントを使用）これがネイブルの敷地内の一番北側、裏側の西隅に置いてあるプロパンガスの貯蔵庫です。しっかり柵がしてあり、それから、錠前もかけてありました。

これが横から見た感じ、一番上のほうに、ちょっと小さいですよね、「ＬＰガス供給設備」と。できればもうちょっと大きくしてもらってもよかったんじゃないかなと思いますけれども。

次がプロパンガスの内部です。私もこの写真を見て、ああ、こんなにたくさん入っているんだなと、ちょっとびっくりしたところです。

これが配管の様子です。この中で、ちょっと見にくいか分かりませんけれども、一番小さい管、これがガス管です。大きいのはちょっと違いますから、写真でいえば奥から手前に小さい管があります。これがガス管です。それによって、ガス管のほうはさっきのところまで。

それで、これは室外機です。室外機にはガス管は来ていませんので、室外機がもう一つ、こんな感じであります。

この前、総務文教常任委員会のほうでも、この音がうるさいんじゃないかということもありましたので、すぐ隣が民家があります。検針したところ、音自体は静かな音でしたので、それは大丈夫かと思います。

私の説明は以上ですけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、地震発生時の設備の点検をどのように行ったかということですが、まず、さわやかスポーツセンターのほうは、こども教育課職員による見守りをすぐ行っております。異常がないことを確認しております。

それから、佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブルのほうですけど、こちらについては指定管理者による見守りを行って、異常がないことを確認しております。

その後、こちらは江北町ＬＰガス納入組合のほうにガスを頼んでおりますので、こちらのほうにも点検をしていただいて、異常がないことを確認しております。

ちょっと画面がございませんが、ガスの配管は施設の外に設置をされております。安全性についてでございますが、こちらについては建設技術支援機構のほうにも確認をしたところ、このようにガス配管が屋外にあることで、ガスがたまらないこと、それと、非常時、こちらは震度５弱の揺れが発生したときには、メーターのほうについている自動ガス遮断装置が作動し、自動的に停止をします。このようなことから、安全性には問題はないというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、再質問をします。

熊本地震の直後に起きたイオンモール熊本の爆発事故は、館内で使われていたＬＰガスが漏れたことが原因との見方が強まっています。イオンによると、屋外には最大9,367キロのＬＰガスの貯蔵タンクがあるようです。ネイブルにはどのくらいのプロパンガスの量が置かれているのか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

再質問にお答えしたいと思います。

ガスの量については、ちょっと手持ちで把握しておりません。

以上であります。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。

できれば、あしたまでに出していただきたいと思います。そういう形でいいですか、今の私に対しての質問には。

そしたら、２問目、もし地震が起きたときにＬＰガスの安全装置はちゃんと作動するのか、点検等はこれからどうされていくのか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

保安業務についての御質問だと思います。

こちらについては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第１項の規定によりまして、経済産業省から認定を受けた業者のほうが保安業務を実施することというふうになっております。また、組合のほうで月に１回、ガスメーターの確認を行われています。この際にも設備の破損ですとか欠損などを確認して、報告をしていただいております。さらに、メーターの内部、こちらは供給設備といいますけど、こちらは４年以内に１回の点検、それと、外側、こちらは消費設備については４年以内に１回調査が義務づけられておりますが、現状、契約では佐賀エルピーガス保安センターと契約をしまして、３年に１回点検をするようにしております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、池田議員から、ネイブルとさわやかスポーツセンターに整備をいたしました空調がＬＰガス方式ということで、さきの熊本地震のあの映像もありましたので、同じプロパンガスということでの御心配の御質問かと思います。

決して人ごとにしないというのは大事であるわけですけど、規模が違いますね。さっきどのくらいあるのかということでしたけど、16本ありました。これは１本50キロなんです。ですから、まるっと入っていたとしたら800キロです。体積と重量で違いますけど、大きく言えば。さっきイオンのは幾らとおっしゃいましたっけ。（「9,367キロ」と呼ぶ者あり）桁がちょっと違いますね。比べていいのかどうか分かりませんけど、ざっくり言ったら16本掛け50キロだなという感じではあります。

今、それこそイオンの爆発事故も、まさに今、原因調査中ということで聞いております。ですから、これからの調査結果についてもしっかり我々も把握をしておく必要があるとは思いますが、今言っていたように、だから当町ということではないんですけど、当然そうした管理、点検等はする必要がある。ただ、役場の中にガスのプロとかはいませんから、先ほどからあっているように、きちんとすぐ専門家に見てもらうということが大事だと思います。今回もＬＰガスの納入組合にも点検を依頼したということですし、また、ガスは保安協会があるんですかね。やはり必要なときに必要な点検をしてもらうというんですか、そういうところを我々はしっかり把握しておく必要があるかなと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

実際、今、町長が言われたとおり、プロパンガスに関しては江北町のガスの組合から入れていただいていますし、その分でちゃんと町としても働きかけはされていると思います。ただ、今回、いろいろな体育館、全国的に空調設備が問題になっていまして、江北町ではいち早くネイブルに入れて、これからは小・中学校も入れるような計画になっていると思います。

その中で、ネイブルが今回、あれだけ広い中で、空調設備に電気を使わずガスでされたということで、非常に私もびっくりはしました。ただ、輻射熱といいまして、今回、画面は用意していないですけど、エアが出ない。極端に言えば、バドミントンや卓球ができるネイブルの施設です。こういうことは、武雄のケーブルワン・スポーツパークとともに、やはりぜひ宣伝をして活用をしてもらうようなこともしていただきたいと思いますけれども、最後の質問です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今年度から指定管理者が替わりました。もちろん公正な手続を取って、複数事業者から提案があって、厳正な審査をした結果、これまで指定管理をいただいていた事業所からは替わったわけですけど、恐らくそういうところでも手が挙がったというのは、まさにこのネイブルの事業性が高まったというんですかね、やっぱり空調がついているわけですから、いろんな活用の仕方があるということだと思います。

ただ、あくまでも町民、町内の方優先ということをしっかり我々も――我々というか、教育委員会が担当していますけど、そこはやっぱり忘れてはいけないというふうに思っています。当然、一定のコストがかかるものですから、御負担いただくところも出てはきますけれども、ぜひそうした利用の運用の在り方ということもやっぱりセットで考えていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

７番池田議員。あと１分です。

○池田和幸議員

最後に、今回は空調のことでしたので、貸出し等の件は通告していませんので、今、町長もちょっと言われましたけど、ぜひその辺は私も今度また質問をさせていただきたいと思います。貸出しについては、ぜひ言われたとおり、町内の方を、町民の方を優先にしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。お疲れさまでした。

○井上敏文議長

７番池田和幸議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時20分。

午前11時10分　休憩

午前11時20分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

８番西原好文議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○西原好文議員

それでは、通告に従いまして２問について質問していきたいと思います。

まず１点目に、江北町防災計画とその取組についてですが、今回、近隣の町から議員さんもお見えです。我が町の取組等が参考になるような答弁をぜひお願いしたいと思います。

令和８年７月28日午後４時27分頃、熊本県宇城市と八代郡氷川町で最大震度７を観測する地震がありました。その後、熊本県嘉島町の大型商業施設イオンモール熊本では爆発が発生。総務省消防庁や警察関係者などによると、２階部分が崩落し、多数の人が閉じ込められ、20人から30人の安否が不明との情報があっております。県内ではほかにも建物倒壊や火災等が相次ぎ、死者のほか、多くの負傷者が出た。

佐賀県では神埼市と白石町で震度５弱を観測しております。有明・八代海に面する佐賀県南部には津波注意報等が発表されております。本町では震度４を観測されております。これは地震が発生した翌日の佐賀新聞の記事でございます。

翌30日には「熊本地震　死者14人」という記事が載っており、その内容が「日本製紙で５人、イオンで３人、不明７人、猛暑の中、8700人避難」という記事となっております。

被災の内容が徐々に明らかになっていく中、佐賀県が被災地支援対策本部を設置し、震度７の氷川町に職員派遣を打ち出されております。さらに佐賀県は、29日朝までに熊本県庁と氷川町役場に２人ずつ、計４人のリエゾンを派遣したとあり、氷川町の要請を受け、リエゾンとは別に避難所運営などを担う災害支援員６人を現地に派遣されており、迅速な対応に感心しているところでございます。

時間がたつにつれ地震の内容等が刻々と変わる中、31日の新聞では「熊本地震、死者34人に　避難9000人超、断水・停電」と、日に日に被害の大きさが明らかになっております。

今回の地震を踏まえ、我が町の防災計画に置き換えたとき、どのような対応ができるのかという意味で質問をしていきたいと思います。

まず、30日の新聞に「イオン、地震時に客ら4000人　従業員、屋外に避難誘導」とありました。「28日午後４時27分、延べ床面積約12万平方メートル、200以上の専門店などが並ぶ建物が大きな揺れに襲われた。当時、中には利用客約３千人、従業員1300～1500人がいた。」とありました。地震発生から30分余りで4,000人の利用客と従業員が一時的に店外に避難されていることは大変すばらしいことだと思うし、日頃からイオンの会社自体が訓練を重ねてこられた結果だと思います。その後、同友店の方の動きで問題等も発生しておりますが、災害時における避難誘導はすばらしいものではなかったかと思っております。

そこで、①今回の熊本地震の際、我が町の職員の動き等が分かればお知らせ願いたいと思います。

次に、本町では毎年、防災計画の見直し会議等を行ってこられておりますが、職員への周知ですとか防災組織への指導あたりはどの程度されているのかというのが２問目です。

３問目に、現在、総務政策課安全安心係による防災グッズ等の整備を行われておりますが、その使用等について指導等はどのように行われているのか、その３点について質問いたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の１点目の御質問にお答えいたします。

今回の熊本地震を踏まえての町の対応ということでございます。

令和８年７月28日火曜日の16時27分に発生した地震発生当時の職員の動きにつきましては、私がちょうど庁舎３階で決算審査のほうが終了いたしまして、執務室に戻ってきた直後のことでございました。私が揺れを感じましてから執務室にある役場の震度計を確認いたしましたら、震度１から震度２、震度３と、だんだんと揺れが大きくなり、最終的には震度４を観測しております。

江北町防災計画に定められております活動体制ということでございますけれども、震度４の地震ということでございましたので、地震発生と同時に災害対策連絡室の初動体制を自動設置としております。ちなみにですけれども、震度５の地震になりますと災害対策連絡室の警戒体制ということになります。

地震の揺れが収まってから、庁舎内外の建物や来庁者等の被害状況を確認いたしまして、異常等は見られませんでしたので、引き続き地震の状況についての情報収集を行いました。

それから各課長を招集いたしまして、16時45分に第１回江北町災害対策連絡会議を開きました。そこでは、地震の概要を共有いたしました上で、町内公共施設や関係機関等の被害状況の確認や安否確認を行うこと、それと、防災行政無線による情報発信を行うことを各地区の区長に連絡をいたしまして、被害等の状況確認を行うこと、それと、今後の被害報告については随時対応をすることということで、あと、予定をしている行事等の確認もした上で、中止や延期を検討することなどについて確認し、対応をしているところでございます。

また、気象台から今後１週間程度は同等程度の地震発生に注意することが呼びかけられておりましたので、同日17時に町公民館２階に自主避難所を開設することを決定いたしました。

続いて、同日18時30分から第２回江北町災害対策連絡会議を開催いたしましたが、気象台の気象解説を確認した後に、町内における被害状況の情報共有と、今後さらなる地震があった場合における指定避難所の開設についての確認などを行っておりますが、気象解説では、地震発生から１週間、特に３日間程度は同等規模の地震が発生する可能性が高いということでございましたので、７月28日から８月３日までの１週間を要警戒期間として自主避難所は継続をし、さらなる地震が発生した場合は、指定避難所であるネイブルを開設することを確認しておりました。

その翌日になりますけれども、７月29日水曜日の８時30分から第３回江北町災害対策連絡会議を開催いたしまして、その後の町内余震等の状況、そして、町内における被害状況及び県内避難所の開設の状況等を共有いたしております。

地震についての注意喚起及び情報発信については、町ホームページのトップ画面を防災サイトに切替えをいたしまして注意喚起を行い、防災行政無線、へそなびアプリ、フェイスブック等でも注意喚起の呼びかけを行いまして、自主避難所開設についての呼びかけを合計９回行ったところでございます。

その後は、幸いにも軽度の余震にとどまり、被害状況も特に大きなものはなかったということでございますので、県内市町の状況を確認の上、31日金曜日の17時に江北町の自主避難所を閉鎖し、今回の地震対応については完了としております。

２点目になりますけれども……（「自主避難所の利用者確認」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

以上でございます。（「２点目は」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○井上敏文議長

２点目、３点目、続けて。

○総務政策課長（山中博代）続

続きまして、防災計画の見直し会議においての職員への周知、そして、防災組織への指導というようなところでございます。

こちらについては、防災会議及び地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づきまして、地域の防災に関する重要事項を審議するために毎年防災会議を開催いたしまして、

毎年地域防災計画に検討を加え、必要があればこれを修正しなければならないと規定されていることから、毎年防災会議を開催し、地域防災計画の見直しを行っております。令和８年度の江北町防災会議につきましては、６月３日水曜日に開催をしております。

委員は合計23名おられまして、町の三役をはじめ、議会議長、産業厚生常任委員長及び防災士会、区長会など、各関係機関等から多くの方々に御出席をいただいております。そのほか、町の全課長、局長、室長と、全ての管理職の職員が参加をしております。地域防災計画の周知につきましては、職員個々への周知等はしておりませんけれども、防災会議前には各課長のほうへ資料等を送付いたしまして、また、町のホームページ等にも掲載して周知を行っているところでございます。

防災組織への指導ということでございますけれども、現在、町内各地区の自主防災組織が32組織ございます。自主防災組織は各地区で自主的な活動をされている組織でございますので、町が指導をするということではなくて、協働して一緒に取り組んでいくものという認識でございます。

自主防災組織の活動状況調査によりますと、各組織において連絡網の整備、要支援者等の把握及び支援体制などを進められている地区もございますし、情報収集や伝達訓練、初期消火訓練など、平常時の活動として実施をされている地区もございます。その他、ＡＥＤの操作訓練など、町職員や消防団員等も関わりながら取組をしているところでございます。また、防災士会からの呼びかけもございまして、町との共催で行事等を行う予定もございます。特に、地域の自主防災組織の皆さんが主体となりまして、実際に地区内を歩いて危険箇所や避難経路などを確認して地図に落とし込んだ地区防災マップの作成につきましては、８年をかけてようやく町内全35地区の地区防災マップが完成をいたしましたので、先日、町公民館やネイブルにおいて一堂に展示をさせていただいたところでございます。

今回の地域防災計画の改定に伴う主なものとしては、新たな防災気象情報の運用開始に関連するものでございましたので、各地区の代表者であります区長さんへ自主防災組織の活動状況調査のお願いと併せて区長会で御説明をさせていただいております。

最後に、３点目になります。防災備蓄品の整備についてでございます。

その使用方法等についてでございますけれども、現在、国の地域未来交付金を活用いたしまして、令和８年度において避難所生活環境整備として各種防災備蓄品の整備を行っているところでございます。これらについては、大規模災害に備えて避難所の生活環境を整備する

ものでございまして、スフィア基準や佐賀県が定める保有備蓄量を踏まえて、主として避難所のトイレ環境の整備を行っております。スフィア基準においては、女性用トイレを男性用トイレの３倍とすることが求められておりますので、指定避難所に簡易トイレ一式とトイレ関連の消耗品等を整備しているところでございます。そのほか、住環境整備としてワンタッチベッドやスポットクーラーなどの整備を行いまして、少しでも避難所で快適に過ごしていただきたいということで考えております。

現時点においては、年末までに職員向けの訓練を実施いたしまして、その使用方法などを共有したいということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

画面を切り替えていただいてよろしいですか。

（パワーポイントを使用）それでは、再質問に入る前に、ここでパワーポイントにより、佐賀県の地震の断層等の説明をさせていただきたいと思います。

これが佐賀県の近隣といいますか、佐賀県周辺ですね、地震が起きるであろうというような断層が全部で14か所ございます。

その次が、その14か所について佐賀県内への影響がある範囲を色分けしてあります。１番の佐賀平野北縁断層帯というのが、杵島郡はもとより、佐賀県内で一番大きな地震につながるんじゃないかというようなことで、青の色分けをされているところが江北町を含めて佐賀平野北縁断層帯ですね。

次が、佐賀県に最も影響があるというようなことを絞り込みされたあれが、詳細検討を行う震源のモデルを設定すると、佐賀県内への影響度が大きい断層がこの５つであります。簡便法により得られた断層別の範囲と影響度などを比較して、佐賀県への影響度が大きい５つの活断層（帯）を詳細法による検討対象とされているというようなことで、我が町の防災計画にも載っておるところでございます。

次の図面が、マグニチュードの大きい地震が発生したときの発生度合いの色分けなんですけど、ちょうど真ん中に当たるところら辺に江北町がございます。震度７の影響を一番受ける範囲のところに我が町が位置しているということでございます。

これも一緒ですね。同じように、震度７が起きてもおかしくないというような分布図になっております。

そこで、以上のような結果から見ましても、我が町においては震度７の地震が起きてもおかしくないというような状況だと思います。

そこで、防災計画の57ページ、第７の避難及び情報提供活動からお聞きしたいと思います。

(1)に、全庁をあげた体制の構築とあります。「町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。」とあります。今先ほど総務政策課長がるる説明いただいたものがそれだと思うんですけど、もし震度７の地震が発生したとき、想定されることとすれば、正直言ってこの庁舎自体も危ないんですよね。

今、副町長を中心とする江北町公共施設等総合管理計画の中で、いろんな公共施設の見直しをされております。実際、うちの町の８割から９割の建物というのは、危険度でいえば最悪の状態なんです。手を加えなければいけないような状態なんですね。そういったときのことを考えて、私は、職員の皆様方がまず一番先にする必要があるのは、自分の命を守ること、すなわち避難行動をすることだと思うんです。先ほど総務政策課長が自動設置というようなことを言われましたよね。庁舎の中に防災組織が立ち上がる。それは自動的に立ち上がるわけであって、ただ、そのときに職員が本当にそこの場に集まれるかということも一つは考えておく必要があります。

私が何を言いたいかというと、数十年前だと思うんですけど、火災を想定した避難訓練が行われました。職員が全員外に出て、消防の方がホースを使って中で消火活動をされる行動までされ、そういったことを今後は行っておかないと、そこが準備だと思うんですよね、町の職員としての準備。まずは自分の命を守る。その後に、今、課長が言われたいろんな行動を取っていただく。町内のいろんな箇所の見回りだとかいうのは分かるんです。ただ、一番先にする必要があるのは自分の命を守ることだと思うんですけど、そこら辺の日頃からの計画というか――にのっとった避難の行動計画を、やっぱりもっと危機感を持って避難訓練等を行う必要があると思うんですけど、答弁をよろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、職員が命を守る行動を取って参集できるのか、避難の訓練をすべきじゃないかということでございます。私もそのように思いますが、これまでできていないということでございますので、やはり今後、速やかにすべきことではあるということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

前向きな回答をいただきましたので、この後、あんまり突っ込んだことを言えませんけど、イオンの方が何で亡くなられたかというと、一回避難されたんですよね。業務上、やむを得ず中に入られた方が数名亡くなられている。

佐賀県の消防、イオンにすぐ救助活動に行かれているんですよ。３名の方を出されたということですけど、３名とも亡くなられていると。全部瓦礫の下敷きになって亡くなられていたというのが、昨日から今日にかけてテレビで放映されております。だから、やっぱりまず先にあなたたちがする必要があるのは身を守ること、庁舎から出ないといけないんですよ。その指示の後に、皆さん方が言うような危険箇所あたりの指導をされて、どこを見てくれ、あそこを見てくれというような指導をされて行動に移されるのが２点目ですよね。

もう一点、(2)、指定緊急避難場所と指定避難所との違いをお聞きしたいんです。

今回、指定緊急避難場所というのが載っておりまして、この中にさわやかスポーツセンターは入っておりません。どうしてかなと私、空調設備まであれしたのに指定緊急避難場所に指定されていないのかなというようなことで、これもお聞きしたいなと思いました。

「町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ周知徹底を図るものとする。」とあります。

ここに避難生活を送るためとあるんですよね。そこで指定避難所というのは分かるんですよ。ただ、緊急的な避難場所として、さわやかスポーツセンターも加えておく必要があるんじゃないかなと。あそこはトイレ等もあるし、今度クーラーも設置されましたので、ぜひ今

度の防災会議の折にそういった指定緊急避難場所の指定を見直してもらいたいと思うんですけど、そこら辺は課長どうでしょうか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

指定緊急避難場所ということでございますけれども、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される場所というようなところで今現在指定をしているところでございますけれども、こちらにさわやかスポーツセンターが入っていないということでございます。

当然、指定避難所としては11か所ということで指定をしておるわけでございますけれども、こちらはさわやかスポーツセンターも入っておりますので、場所としては入れるべきものではあると思いますので、次回の防災会議におきましてはそちらのほうも考えていきたいということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

そこで、同僚議員から先ほども質問があっておりました、さわやかスポーツセンターについては今回、ガスも設置されております。さわやかスポーツセンター、本来ですと、シャワーを使えていたんですよね。地盤沈下が進むにつれ、ガス台というか、乗せていたコンクリートが斜めに傾いてしまったものですから、壁から離れてしまったので、一回遮断されたんですよ。基礎を造り直されて、またガスボンベを設置されるかなと思ったら、箱ごと撤去されておりました。

ですから、今回、クーラーの設置と同時に、もしよければガス管をつないでいただいて、シャワーが使えるようにしておったら、避難所としてすぐにでも使えたかなということで、そこまで考えつかなかったのかなと思うので、そこら辺が――私はガスを撤去する際に、戻してくれとは言っていたんですよ。ただ、今回は総務政策課が防災関係でのクーラーの設置、あそこの施設は基本こども教育課が見ておられるというようなことで、ちょっと食い違いがあったかなというようなことで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それともう一点、危機管理からいいますと、クーラーの配電盤あたりは施錠がされていません。大掃除をしていて、びっくりしました。総務政策課長、チェックをしておいてください。全箇所、裏のほうに配電盤がたくさんありますけど、子供たちがああいうのを触りよって漏電でもしたら大変なことになるから。配電盤は鍵がかかっているのが普通なんです。だから、そういうところは私たちがどっちに言えばいいかな。基本、こども教育課じゃない。あれを防災のほうで設置されたから、防災のほうに言うべきだと思うんです。今度のクーラーの配電盤、外側の壁の東側についている配電盤、たくさんあるんですけど、その配電盤の施錠なんかは全然されていないというようなことで、そこもチェックをお願いいたします。

次に行きます。そしたら、２問目についてお伺いいたします。

私は前、防災会議に出よった折、こんなに厚い防災資料を頂いておりました。改正ごとに赤書きで、ここが変わりましたよというような防災の資料を頂いていたんですよね。ですから、そういったことで資料が頂けないだろうかというようなことでお電話を差し上げたんですけど、枚数が多過ぎて資料の提供はできませんというようなことでしたけど、そういうことであれば、町の――私は今、タブレットに全部、防災計画のあれを入れていますけど、これには赤書きがつけれられないんですよね。そうでしょう。今入れている防災計画だから。だから、ここを変更しましたよというような、防災会議の折に出される資料を今後、私たちがどこが変わったというのを目で見て分かるように資料の提供というか、そういったのもしておってほしいんです。どこが変わったというのは、そこで一目で分かるものですから。そこら辺をぜひお願いしたいなというふうなことで、２問目、どうでしょうか、そこら辺の答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先頃の熊本地震発災後の町の対応は、先ほど総務政策課長が申し上げたところであります。要警戒期間というようなことも実は町で決めたんです。１週間と言っているならば、やっぱりそこはする必要があるよねとかですね。その中で自主避難所も設置をしました。数を言えばよかったんですけど、１世帯お二人の方が２日間、やっぱり発災直後は不安に寄り添うという意味もあって、うちも避難所を設置しましたので、御利用いただいて、設置した意味があったなというふうに思います。

それと、先ほど自主防災の話がありました。もともと35地区ありますから、自主防災組織、自主防災リーダー、それと地区防災マップ、この３つはぜひ自分の在任中に全部そろうようにしたいということを以前申し上げたと思います。やっと今、防災マップが全部そろったというだけなんですよね。だから、組織ができていないところを組織化するとか、リーダーがまだいないところにリーダーをつくるとかいうことをピンポイントでやっていかないと、毎年毎年募集します、どこかありませんかじゃ、なかなかやっぱり進まない。特に自主防災について見れば、花祭区が一番先進事例というかな、以前から熱心にやっていただいていますから、花祭でやっていただいているようなことが全区でできなければいけないかなと思いますし、それが町の防災力の基礎を高めることになるというふうに思いますので、ぜひ未達率を上げていきたいと思います。

それと、先ほど地震のお話、言うまでもないですけど、いつ起きるか分かりません。おっしゃったように、佐賀平野北縁断層帯、これは一応地震の周期でいけば6,600年から１万9,000年らしいんですよ。と言うと、みんな6,600年後にしか来ないと思うんです。そうじゃないんですよね。逆に周期がそれだけあって、あっていないということは、いつ起きてもおかしくないという意味なんです。だから、そこを皆さん誤解されないようにする必要があるというふうに思います。１万年、２万年先でしょうと。違います。周期が２万年で起きていないということは、今起きるかもしれません。だから、これは役所だけではなくて、皆さんがそういう意識を持っていただく必要があるというふうに思います。

私ごとですけど、ここ２年ぐらい基本的にお酒を飲んでいません。もともとそんな強くないんですけどね。３期目にもなりましたので、少しわがままも言っていいだろうと思ってなんですけど、それだけじゃなくて、きっかけは能登半島地震でした。令和６年１月１日16時、皆さん何をされていましたか。私は毎年のようにお客さんが来られて、正直、午後はあんまり記憶がありません、強くありませんから。そのときにあの地震が起きたんですよ。防災計画、対策本部、私が来ないと始まらないようになっているんです。怖いなと思いました。それもあって、いつ何どき起きても、やっぱり少なくとも――もちろんそれでも十分犠牲になることはありますけど、そういうことを考えると、なかなかおちおち――皆さんはゆっくりお酒を飲んでいただけるように我々はやるほうが仕事なんだなということを改めて思いましたものですから、なるべく飲まないようにはしているということなんですけど。

愚者は経験に学ぶと言います。経験に学ぶのは愚か者なんですよ。経験に学べばいいじゃ

ないかと普通思いますけど、愚者は経験にしか学ばない。要は一回痛い目に遭ってみないと学ばないという意味なんです。賢者は歴史に学ぶそうです。今回、我々はどれだけ歴史を見ていますかね。熊本地震、東日本大震災、また大雨被害、それはまさに我が国の歴史だと思います。ということは、一回痛い目に遭うと犠牲を伴います。やり直しは利きません。ですから、そういうほかの地域であっているものをこの国の歴史として、少なくとも我々は賢者でなければいけないと思います、特に携わる者は。

今回もいろいろ御指摘いただいて、多分御質問いただいていることのほとんどはまだできていないと答弁をしないといけないです。ですから、今回いろいろお気づきの点あると思います。やはりこれはしっかり我々は一つ一つ片づけていくという姿勢で臨む必要があるというふうに思っています。

以上です。

○井上敏文議長

質問の中で、さわやかスポーツセンターのシャワーの件と配電盤の件。

○町長（山田恭輔）続

先ほどのシャワーの件もそうです。普通は譲り合いの精神って美しいですけど、うちの課じゃない、うちの課じゃないというのは見苦しいです。今回、議会で言っていただきましたから、誰からじゃなくて、私も聞きました、教育長も聞きましたので、町としてしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

12時近くなっておりますけど、引き続き質問を続けたいと思います。

８番西原議員。

○西原好文議員

ちょっと早足で行きたいと思います。

先月末に、町の広報紙と一緒に佐賀西部広域水道企業団から広報紙の「ウォッ太PRESS」というのが出ておりますね。これに緊急給水訓練の実施が載っておりました。毎年のように行われて、今年は６月１日に行われたというようなことで、大変いいことだと思うんです。

ただ、町長、今から先は苦口なんですよね。今、町の西部地区で水道管の布設替えをされております。うちの町は今、水道業者はだんだん、廃業された業者がたくさんいらっしゃい

ます。熊本でいえば、水道の復旧に１か月かかったんですよ。もしうちの町でそういった地震が起きて、災害が起きたときに、本当に復旧する業者がいるだろうかというようなことで、何でかというと、我が区においても、水道が破裂した、応急措置に来ました、１年かかってまだ修理ができていませんという家が何件かあるんですよ。それは何でかといったら、水道の大きい仕事をする必要がある。ただ、個人から頼まれた工事さえできていないところが今発生しているんですよ。

今見たら江北町は、我が町の災害時における緊急対策業務に関する覚書を平成20年４月１日に協定を締結されております。これは水道については管工事組合、ただ、管工事組合も今業者が少なくなっているから見直しをする必要がある。どういうことかといったら、もしあれなら西部広域水道と協定を結び直すとか、そうしないと、今の業者で、一度に広範囲で災害が起きました、水道工事の復旧にどのくらいかかるかということを考えたら、ちょっと恐ろしくなるような実情なんですよ。

ですから、町民生活課長、これはあなたのところですから、ぜひ西部広域水道にも行って、どの程度対応できるのかとか、うちの区あたりは今現に困っているんですよ。水道管が漏れました、応急に来られるんですよ。外水道なものですからね。応急に来られてから、まだ１年たっても修理できていませんというのが二、三件あるんですよ。だから、そういったことすらできていないのに本管の復旧ができるかということですので、そこら辺は担当課として西部広域水道のほうにもよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと時間がないので、次に肝腎なところに行きます。

第11に防災訓練というようなことで載っております。これは広範囲かつ同時に発生する地震災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であるというようなことで、実をいえば、平成25年、まだ町長じゃなかったですね。（発言する者あり）そのときに、この杵島郡一円で佐賀県を巻き込んだ防災訓練がされました。そのときにはヘリコプターが来たり、これはすごかったです。江北小学校のグラウンドには家屋を設置して、倒壊した家屋の瓦を剝いで、屋根裏をチェーンソーで開けてというような作業をされたんです。それが、その２年後ぐらいに、まさしく熊本で地震が発生したときにテレビに出てきたんですよね。ああ、こういうことかというようなことで、救助の作業状況が出

てきたときに、まさしくうちの町で防災訓練をされたのが平成25年です。

ですから、町長、もう15年たとうとしています。議長もそうですけど、杵藤広域の会議の中で、そういった防災訓練を県と一緒にやろうよというような取組をぜひ提案してもらいたいと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

なるほど、いいことを教えていただきました。ちょっと前回のとも確認をさせていただいた上で、ぜひうちでやらせてもらえるなら、うちでやったほうがいいですよね。先ほど言ったように、疑似的にでも経験するということは大事だと思うんです。いや、うちじゃなくて、うちじゃなくてということじゃなくて、町に有効なことはぜひ積極的に取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

西原議員、12時20分までですので、時間調整をよろしくお願いします。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議員

ヘリコプターまで飛んできて、本当にすごい訓練でしたので、ぜひ申し出ていただいて取り組んでいただきたいと思います。

そしたら、２問目に入りたいと思います。

国道34号東分交差点からの西側の４車線化の実現の取組についてというようなことで、現在、我が町を横断する国道34号の東分交差点から西側については、高架の２車線であり、開通以来、何ら変化がないまま今日に至っております。

この件については、関係市町で期成会を設置し、国等に要望活動を実施されておりますが、何の進展もないままです。

そこで、本町としてどのようなお考えをお持ちなのか、質問いたします。

まず１点目ですけど、東分交差点より西側の道路についての町の考えは。

２点目、４車線化が進まない中、渋滞等で困っているのはどこなのかを明確にし、協議を進めていく必要があると思うが町の考えはということで。

３点目に、国道34号の４車線化に関する期成会を大町主体で実施されておりますが、不思議でなりません。今後の期成会の活動について、武雄、大町、江北の３市町で方針を決める必要があると思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日は休日議会ということで、何とほかの町の議員さんもお越しいただいたりしておりまして、今回御質問いただいている町の議会からもお越しのようでありますので、申し上げるのは大変心苦しいんですが、いらっしゃらないつもりで、いつもどおりの考えで申し上げたいと思います。

御存じのとおり、国道34号、佐賀市から江北町の東分交差点までが今４車線化をされております。やはりこういう道路というのは全て整備されてこそ効果を発揮するものですから、江北町としては東分交差点より西も全て４車線化をしてもらいたいということが江北町の基本的な考えであることは言うまでもありません。

そういうことから、江北町は沿線の自治体と一緒に期成会を結成しておりますが、江北町は２つの期成会に実は所属をしています。１つは、今、西原議員からお話がありましたとおり、江北、大町、武雄、１市２町で構成をしている国道34号――実はもともとはバイパスだったんですよね――バイパス整備促進期成会という、１市２町で構成をしています。それともう一つは、これは佐賀市が事務局をしまして、国道34号、江北町が一番西の端ですけど、東は鳥栖市まで入っていたんじゃなかったかなと思いますけれども、沿線の自治体全部が入っている期成会があります。これはほかの期成会も含めて、佐賀地区の建設合同期成会というものがありまして、その中の一つとして国道34号の期成会があります。この２つに入っています。

これが今までどうやっていたかというと、前者の大町、武雄と一緒にやっているやつは、観音下交差点から先の４車線化で要望していたわけですよ。そして、佐賀地区でやっているやつは東分から観音下交差点までの４車線化と。おかしいんじゃないかと。町としては、別に江北だけじゃなくて最後まで４車線化してほしいのに、こっちの期成会ではここまでの要望をして、こっちの期成会はここまでの要望をしないというのはおかしいんじゃないかと。ですから、もう少しそこは機動的に要望活動をするためにも、実は大町、武雄にもお声がけ

をしまして、佐賀地区のほうに一緒に入りましょうよと。そして、佐賀県、東から西までずるっと一緒に期成会として活動したほうが、実は要望先も大分違うんですよね。結構重要な方に会えたりするので、実はそういう提案もさせてもらえていました。けど、なかなかやっぱり、どこが事務局かはちょっとあれですけど、別にやったほうがいいということで今日まで来ているんです。

ただ、武雄市はもう大体我がところ、バイパスも造ってしまわれているものですから、なかなかこっちがうまくいっていないかなと思ってですね。本当は一緒にやったがいいと思いますし、当初は江北町がバイパスができて栄えたから、それから先もバイパスを造って、その沿線にいろいろ開発されたほうがいいよねということで、実はこの１市２町のやつもバイパス整備促進期成会か何かの名前だったのが、だんだん考えが変わってきて、今の現道の整備とか歩道の整備とか、そういうことになって、今バイパスの名前は取れたでしょう。（「今度の総会で」と呼ぶ者あり）今度の総会で取れるそうですよ。（「バイパスの名前が取れる……」と呼ぶ者あり）国道34号バイパス整備促進期成会の「バイパス」が名前から外れるという話になっているんですよ。だから、そうなるとなおのことですね。（「４車線化を……」と呼ぶ者あり）４車線をしているんでしょう。こっちは現道の４車線化です。まあ、いいですけど。

だから、江北町としては今申し上げたとおり、私も月１回、立哨活動――立哨活動と言うと江頭議員に怒られますけど、街頭活動、朝立っています。そうすると、今までは佐賀方面が混んでいましたけど、今は西の方面がやっぱり混みます、ここまで４車線ですから。だから、西のほうに向かって通勤されている方もたくさんおられますので、やっぱり早く東分交差点から西、ずるっと４車線化してほしいんです。ですから、ぜひそれは、両協議会はほかの市町も、相手のあることですから私がどうこうは言えませんけど、ある意味、どっちでも江北町はずるっと要望していって、早く実現させたいなというふうに思います。

江北町、おかげさまで３年連続住みここちランキング２位になりました。ということは、いかに日常生活を大事にするかということが大事です。ということは、江北町に住みながらいろんなところに通勤、通学が便利にできる、これは江北町にとって生命線だと思っているんですよね。だから、江北町は江北町の中の道路の要望をするよりは、江北町周辺の道路がいかに整備されるかということが大事だと思うものですから、そういう観点で、ここからここまではこっちとかじゃなくて、しかも、江北町だけのことじゃなくて、やはりずるっと４

車線化してリーチを長くする、そういう要望活動をしたいというふうに思います。

バイパスがいいのかどうかというのは、うちの町を過ぎてからの話なものだからですね。そこはそこのまちのお考えもあるやに思いますけど、少なくとも早期の４車線化ということは実現してもらいたいというふうに思っております。ということでいいでしょうか。

以上です。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

町長、私は武雄によく行く機会があって、病院も武雄に行ったりしているものですから。今いびつですよね、北方のところで左に曲がってバイパスに乗るところ。ただ、あそこは水害でつかったじゃないですか。あそこのところは多分、用地買収にかかるためか知らないけど、ずっとくいを打って印がつけられています。何の印かなと。幅からすれば、多分バイパスがあのまま延びて、大体……（「北方小学校の前でしょう」と呼ぶ者あり）そうそう。北方小学校から行って、運送屋さんのところに出るんですよね、本当は。

だから、今、町長が言われたとおり、まさしく武雄も今のままじゃちょっと不便だというようなことで動かれていると思うんですよ。ですから、中に入る大町さんを口説かないといけないですよね、どっちにしてもですよ。大町さんは歩道だけでいいと言われているけど、あんなことじゃ駄目だと思うんですよ、大町の議員さん来ておられるけど。だから、大町の議員さん、今度言ってもらいたいと私は思うです。何でかというと、私たちは陳情に行っていて、私たちのけものなんですよ。国会議員さんたちが大町の首長さんあたりに大町はどうなっているんですかと言われるけど、答えが出ていない。それがずっと続いていました。それで、最近になったら、もう歩道整備だけでもいいですとかなんとか話も聞きますけど、それじゃ両サイドは困るわけですよね。

ですから、町長、仲がいい、仲がいいと言われているけど、そこは少し腹を立ててでも、いや、もうこれは仕方ないと。武雄と大町は江北のために当初の計画どおり進めてくださいよと。私が知っている範囲は、国道34号バイパスを４車線化にする要望だったんです、ずっと。その４車線が今なくなっているし、今度バイパスがなくなっているということで……（発言する者あり）４車線化は残っているの。（発言する者あり）ああ、そういうことね。ですから、ぜひ町長が先ほど言われたとおり、向こうは今度しようとしているから、そこは

うちの町もやっぱり事を起こす時期じゃないかなと思うので、ぜひ前向きな回答をお願いいたします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

大町の水川町長は盟友でありますし、というか、先輩なものだから、もちろん親しくさせていただいているだけじゃなくて、日頃からいろんな御指導もいただいております。ただ、親しさと厳しさというのは両立すると。これは私の人生観でもあるものですから。と思っています。だからといって、むきになって言うわけじゃなくて、江北町の思いというのは分かっていただいているはずですし、江北町だけじゃなくてですね。

さっきあったように、４車線化の看板を下ろしたわけではないと。バイパスじゃなくて現道のということなんですよね。ただ、現道となると、どうしてもこちらはＪＲが走っているものですから、そこの土地がどうしても狭くなる。そうすると、なかなか民間の活用がみたいなことは何かおっしゃっていたような気がしないでもないですけど、ただ、北に振るということもできますし、そこは幸い今日は当該町の議員さんもお越しいただいていますし、江北町の考え方も今日、多分、直接十分にお聞きいただいたと思います。ぜひまた大町の中でも議論していただければいいんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。これはケーブルテレビで流れますからね。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

これはもう最後にしたいと思いますけど、本当に困っているのはどこなのかというのをちゃんと理解していただく必要もあるし、今、私どもは立哨活動で立っております。私は上惣の交差点に立っておりますけど、朝なんかは物すごい量ですよね。この量が一気に江北の中で路線が縮まって、江北を出てずっと、あそこで渋滞が起きるのは道路の形状から仕方ないんですよね。ですから、そこら辺を言って、ぜひ前向きな協議をしていただきたいと思いますけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

その件でいいますと、恐らくこの数年の後に、あの周辺の交通環境はまた変わるはずです。というのは、議会の皆さん方と一緒に活動しました県道多久～江北線、バイパス事業が始まります。そうなりますと、多久花祭方面から来る道って、今こちらの役場の前の旧道を通っているのが真っすぐ国道34号に乗ることになるんですよ。そうなりますと、恐らく多久、唐津方面からの車の動きというのがこれまで以上に多分活発になるわけであります。

そういう意味でも、そのまま東に行けば４車線だけれども、西に行ったら２車線のままということじゃ、やっぱり円滑な交通というのは確保できませんので、そういうこともしっかりお伝えをして、ぜひ早期の４車線化、一致団結、やっていきたいと思います。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

本当に前向きな回答をいただきました。

災害についても、防災についても、今後、やっぱり教訓じゃないですけど、熊本で起きていることを我が身のことと振り返って、いろんな避難訓練とか防災訓練とかの計画をぜひ実施していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○井上敏文議長

８番西原好文議員の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後０時18分　休憩

午後１時30分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

ここで皆様にお知らせいたします。本日は報道機関より議場内の撮影について申入れがあり、これを許可しておりますので、御了承ください。また、傍聴席の皆様におかれましても、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、９番田中宏之議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○田中宏之議員

９番田中宏之です。議長の許可を得ましたので、ただいまより質問していきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問していきます。

まず１問目、レジ袋を町指定のごみ袋として活用できないか。

現在、我が町のごみ回収は、可燃物、不燃物、それから、資源物、プラスチック、粗大ごみに分類され、回収日もグループに分かれており、可燃物は週２回、不燃物、資源物、プラスチックは２週間に１回、粗大ごみは１か月に１回とはしておりますけど、これもグループ分けしていますから実質２か月に１回で順調に運営ができていると思います。

特に、プラスチックごみに関しては、他市町に先駆け、令和６年９月に九州初となる容器包装プラスチックごみ及び製品プラスチックごみを合わせた再商品化計画の認定を環境大臣、経済産業大臣から受け、昨年度より回収を実施しており、町民の皆様方にも浸透はしてきていると思います。

そこで、今回質問するのは可燃物、いわゆる燃えるごみのごみ袋のことです。

現在、我が町では可燃物のごみ袋は30リットルと20リットルの２種類があり、大のほうが１枚35円、小が20円かと思います。それを表題に上げているように、レジ袋、いわゆる現在の町指定のごみ袋20リットルより小さいサイズにできないかということです。

燃えるごみには当然生ごみも含まれます。特に夏になれば、高齢者や少人数の家庭での生ごみの処理で困っている話をよく聞きます。現在ある町の指定ごみ袋では、小さいサイズの20リットルでも使い勝手が悪く、ある程度袋いっぱいになるまでためておかなければいけません。そうなれば、異臭はするし、ひどいときは夏場にウジも湧いたりすると聞いております。そういった家庭では、今よりも小さめのサイズのごみ袋を待ち望んでおられるのが現状です。

ぜひレジ袋とごみ袋の両方を兼ねた町指定のごみ袋を加えていただきたいと思いますが、町の考えは。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

田中議員の御質問にお答えいたします。

現在、本町における可燃物のごみ袋は議員おっしゃるとおり２種類ありまして、30リット

ルの袋を大、20リットルのごみ袋を小と表示しております。しかしながら、県内各市町における可燃物のごみ袋を調べたところ、同じ大や小と表示してあるごみ袋でもその容量が違っていることが分かりました。例えば、大と表示されたごみ袋でありましても、唐津市や武雄市の容量は江北町の30リットルと違いまして45リットル、佐賀市の容量は40リットルでございました。また、小と表示されたごみ袋につきましては、佐賀市では容量25リットル、小城市では容量が15リットルでございます。また、大町町や白石町では大や小に加え、特大と表示された容量45リットルの袋も作成をされておられます。さらには中と表示されたごみ袋を作成されている市町もございました。このように、大や小と同じ表示で書かれてあっても容量が違っていたり、大よりも大きいサイズとして特大、または大と小の中間サイズとして中を作成されたりと、市町によって取扱いがかなり違っております。

議員御質問の小より小さいサイズのごみ袋につきましても調べたところ、特小としてごみ袋を作成している県内市町は４市町ございました。このうち、レジ袋と兼ねているものは３市町ありました。

一方で、レジ袋に関して申しますと、本町では令和２年度にレジ袋の代わりとしまして町オリジナルのエコバッグを作成し、世帯に配付した経緯もございます。

今回、レジ袋とごみ袋の両方を兼ねた町指定のごみ袋をとの御質問でございます。

議員おっしゃられましたように、１回のごみ出し量が比較的少ない単身世帯や高齢者世帯には一定のニーズがあるものと思われますので、作成につきましては今後研究していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

モニターを掲げてください。

（パワーポイントを使用）今、課長が言われましたとおり、私が言っているのは、特小をつくるというよりも、レジ袋とごみ袋を兼用できないかということですよね、今回質問しているのは。それで、今、課長が言われましたとおり、県内３市町が実施をしています。

ちょっとこれを見てください。これが唐津市のレジ袋、ごみ袋兼用の袋です。

それから、これが鳥栖市の同じくレジ袋とごみの兼用。

それからあと、上峰、これも兼用ですね。

モニターを切り替えてください。

今申したとおり、県内の状況では、現在のところ３自治体がこれを取り組んでおります。それで、私は３市町に行って役所でお話を聞いたり、じかに販売をしている店舗に行ったり、それから、店舗に来ておられるお客さんに使い勝手等を尋ねてまいりました。

これが先ほどモニターで紹介しました唐津のレジ袋兼ごみ袋です。唐津は何十年も前から黄色で、カラスよけにこれが何か効果があるということで、これを使っているそうですね。

現在、唐津市では、この袋を今年７月より始められております。今まであったのが大の45リットル、１枚40円、中、33リットル、30円、それから、小、20リットルの20円、この３種類がありました。そして、今回、新たに特小のレジ袋、これは10リットルとなっていますけど、これが１枚10円。取扱店舗は、当時は希望する店舗のみに扱ってもらったそうです。当初46店舗が手を挙げられて、そこで扱っておられまして、評判がよかったので、現在では53店舗まで増えているということでございました。このレジ袋をつくった理由といたしましては、ごみの排出量の少ない世帯や高齢者等の独り暮らし世帯で使いやすいサイズになっているということで、また、レジ袋とごみ袋を兼ねることで利便性の向上やプラスチック使用量の削減にもつながるということでございました。

続きまして、鳥栖市になりますけど、鳥栖市も今年２月から始められております。これが鳥栖市で使っているレジ袋とごみ袋兼用のものですね。これも約10リットルぐらいかな。鳥栖市も同じようにごみ袋は大と小が今まであります。大が、これはリットルじゃなくして65センチ掛けるの80センチで１枚42円、小が65センチ掛けるの45センチで１枚26円。大体これは40リットルから25リットル、30リットルぐらいじゃないかなと思います。そこで、先ほどお見せしました兼用のやつを特小ということでつくっておられます。これが40センチ掛けるの55センチで１枚当たり12円です。鳥栖は、取扱店舗は38店舗と言っておられました。担当課の職員の話によれば、鳥栖市は県内でも単身者の割合が多く、単身世帯はごみの排出量が少ないと。そのため、一定期間ためてからごみ出しをされる方が多い。特に夏場は臭いや衛生面が気になっていたと。また、高齢者にとっては、小でも20リットル以上ありますので、ぱんぱんに袋いっぱいになったごみ袋をごみステーションまで持っていくのが重くて大変だという声もあったということです。こうした市民の声に応えるため、開発されたのが特小サイズのレジ袋兼ごみ袋だと話されておりました。

最後に上峰町、上峰町は昨年11月から取り扱っているということでした。これが上峰町の兼用のごみ袋ですけど、上峰町も同じように大38リットル、１枚45円、それから、小、25リットル、１枚25円の２つがあったそうです。今回、この特小のレジ袋兼ごみ袋を10リットル当たり10円で販売を始めたそうです。上峰町は、取り扱っている店舗は上峰サティですかね、それから、すぐ近くにあるマックスバリュの２店舗ということでございました。上峰サティの開店に合わせ、町長の意向により始めたと担当課の職員は言っておられました。今述べたのが県内の状況でございます。

さて、全国的にごみの収集を調べてみますと、全国1,741市区町村がありまして、生活系のごみの収集、要するに燃えるごみは、収集手数料を有料化しているのは1,172市区町村で67％、残りの自治体はごみ回収は無料だそうですね。ええ、そうだったんだなとちょっと私は思いました。特に東京、大阪、横浜等の大都市圏が多いようですね。要するに無料ということは自治体指定のごみ袋がないということですね。そのため、透明、あるいは半透明の袋でごみ出しができるということ、すなわちレジ袋でもごみ出しが可能ということ、そういう自治体ということですね。

近年、１世帯当たりの家族構成数が変わってきております。以前はじいちゃん、ばあちゃんがいて、両親、子供たち、それなりの人数で家族が構成されておりました。しかし、最近では同じ町内に住んでいても別々に生活している家族が増えてきております。要するに核家族化ですかね。当然ごみの出し方も変わってきております。

昨日の町長の所信表明の中に、可燃物ごみの町民１人当たりの排出量が５％削減して、月当たり12.3キロという話があったと思います。当然、我が町においては、プラスチックごみの再商品化に取り組んでいる効果もあると思います。このプラスチックごみが1.5倍になったと昨日おっしゃっていましたね。いろんな要素があると思います。町長がよく言われるように、時代に合った事業、今まさにごみの回収方法も見直すときに来ていると思います。ごみ袋として最終的に処分されるものをレジ袋と兼用することで、プラスチックの使用量の削減にもつながり、何といっても高齢者がごみステーションまで運ぶのは大変楽になると思います。

現在、県内で導入されている鳥栖市、唐津市、上峰町の担当者の話によれば、特小サイズのごみ袋は、単身世帯や高齢者のニーズに寄り添いながら、レジ袋としての機能も兼ね備えることで、プラスチック削減とカーボンニュートラルの実現を目指す取組だと自信を持って

話されておりました。こういったことから我が町も、課長は考えてみるとおっしゃっておりましたけど、ぜひ前向きにやっていってもらいたいと思いますけど、町長。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、田中議員からは、レジ袋との兼用ができるようにということで御提案といいましょうか、いただきました。決してむげにはしていなくて、実際県内でも事例があるものですから、今回、御質問の通告をいただいて、我々も多岐にわたりましていろいろ調査、検討もさせていただいたところであります。

多分、今回の御質問には幾つかの論点があるかなと思っていて、何でかというと、常に江北町のごみ袋というのは町内の店舗に売ってありますから、ただ、何枚つづりかな、10枚つづりで丸めてありますね。だから、買うとなると10枚まとめて買わないといけないわけですよね。だから、例えば、それをばら売りするという、そのばら売りができんか。ばら買いというんですかね、それができれば、ちょっとレジ袋をもらうというか、買うぐらいだったら、ごみ袋を買っておいて、そこで開けて使うかというような、いわゆるばら売りができないかということが一つ要素として含まれているかなと思います。

ただ、うちの場合は20リットルですから、よっぽどたくさん買わん限りは、もちろん20リットル丸々は、買ったものは要らないわけです。ただ、家に持って帰るまでの手段ですからね。ですから、ある意味、少し大きな20リットルだったとしても、とにかくそこに買ったものを入れて、レジ袋代わりにごみ袋もそこで買って帰れんことはないわけです。――という論点も多分あるかなというふうに思います。

もう一つは、先ほどおっしゃったように、町民の生活実態も大分変わってきて、20リットルでもちょっと大き過ぎるというような世帯が出てきているんじゃないかという、多分３つぐらいあるかなと思います。

ただ、申し上げておかないといけないのは、さっきごみ袋として処理料を徴収していないところもあると。それはあります。ただ、当然町民の皆さんからいただいた税金でごみ収集をしているだけですから、それは受益と負担の関係をどう捉えるかということで、まさに哲学じゃないですけどね、市町の考え方によってだというふうに思いますので、江北町としてはごみ袋を買っていただくということでごみ処理料を負担していただいているということな

ものですから、仮にレジ袋代わりになるごみ袋をつくったとしても、それ相応の料金はいただかないといけないです。今、多分コンビニとかで３円とか５円でレジ袋を買えはしますけど、その値段で町のごみ袋が買えるというわけにはなりませんので、そこはちょっと御承知おきいただかないといけないかなというふうに思っています。

それと、もう一つ考えないといけないのが、先ほど担当課長も言いましたけど、あれはちょうどコロナの時分でした。３密回避とか接触をなるべく避けるということで、町民の皆さんにエコバッグを配付させてもらったんですね。あれもなかなか町全部にエコバッグを配付したところは多分なかったと思います。そういう意味でいきますと、基本的な考え方としては、レジ袋であれ、ごみ袋であれ、町としてはあのエコバッグを使っていただいて、とにかく袋が要らないようにしてもらいたいと。あれから大分年度がたちますから、それでやらないとは言いませんけどね。

今回はいろいろそれ以外にも、ウジが湧くと言われたものですから、ウジというのはそんなに早く湧くかなということで、ウジのことも調べました。御存じのとおり、ウジというのはハエの幼虫のことだそうですね。実際産卵してから成虫になるまでは２週間ぐらいかかるわけですけど、その途中の過程がウジなので、もうちょっと早くはなるんですけどね。だから、そんなにウジが湧くほどためておかないといけないというと、相当な時間はしておかないといけないんじゃないかと。今回、うちは今20リットルが小ですから、特小をつくったとして、10リットルとか15リットルなんですよね。そんなに実は変わらない。今日、うちの担当課がつくってきてくれました。まさに同じものですけどね。（現物を示す）こうなっていまして、うちの小の20リットルと15リットル、10リットル、思ったほど大きさが変わらないんですよね。（「左は何リットル。今度つくったものは何リットル」と呼ぶ者あり）いや、うちのは小だから20リットルです。（「それは小ね」と呼ぶ者あり）これはうちの小なんですよ。（「ああ、それは20リットルね」と呼ぶ者あり）20リットルで、さっき御紹介してもらったように鳥栖が10リットル、上峰もこれで10リットル。だから、実はこうやってみると、20リットルも10リットルもそんなには変わらんよねと。だから、仮につくったとしても今の小の半分だから、ウジが湧く期間等を考えると、半分で出せるようにはなるわけですけど、ウジが湧くとなるには大分ためないといけない、２週間とか３週間。そんなに小さいのはちゃっとつくれないものですから、当然１枚20円とかかかりますが、ぜひ衛生の管理もしっかりしていただいて、できれば今の20リットルででもウジが湧かんうちに出してもらえたら

いいかなというふうに思いますが、担当課長としてはぜひ研究したいということでしたので、またこちらのほうからもそれぞれつくっておられる役所にもお話を聞かせていただいて、そこはまさに研究をさせていただきたいと思っていますが、今回通告をいただいて、これだけのことは担当課としてもいろいろ研究をさせていただきましたということであります。

以上です。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

ありがとうございます。

まず、町長が先ほど言われました、うちの町は確かに巻いて10枚ですね。１枚、先ほど言ったように20円かな、200円で販売されていますね。私は３か所回ってみて、どこもばら売りですね。やっぱり１枚売りですよ。というのが、レジ袋と兼用だから１枚売りなんですよ。初めから特小のごみ袋として買われるわけじゃないんですよね。ですから、レジ袋として兼用。

それと、先ほど町長がおっしゃいました、我が町はエコバッグを配付しましたね。確かにエコバッグを使ったほうが一番プラスチックの削減にはなると思います。ただ、忘れる方もおられるわけよね。そのとき、こういうふうにレジ袋がごみ袋にもなるというような体制を取っていればやっぱり便利で、それこそ、そういうふうになっていなかったらレジ袋を買って、そしてまた別のごみ袋に入れるとか、どうしても二重になってしまいますよね。そういった面で、鳥栖市にしても、唐津市にしても、上峰にしても始められたわけですよね。

それと、現在、結構レジ袋兼ごみ袋の指定というか、奨励しているところがたくさん増えてきていますね。今、こういう時代になってきているのかなというところが正直なところです。何かありますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

そういう意味では、買物したものがちょうどぴしゃっと収まり切らないといけないものじゃなくてもいいわけでしょう。要は、ちょっとエコバッグを持ってきていないと。ただ、買ったものを持って帰るのに袋が要るけれども、レジ袋を買うぐらいだったら、どうせ後で

使うごみ袋を買うかなと。ただ、10枚まとめて買ってもねということであれば、例えば、今の大と小がそれぞればら売りされていればそれでもいいということですかね。（「レジ袋に使われんなら意味ない」と呼ぶ者あり）いやいや、だから、レジ袋に使えるというのは、ばら売りをレジでされていればいいということですか。（「まあまあ、そういうことだよね」と呼ぶ者あり）なるほど、分かりました。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

それから、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、私は下分で老人会の会員でもございます。それでよく会合等には出席させていただいて、おばあちゃんと言うと失礼かな、奥さんたちの話を聞いて、確かにウジが湧くと、この夏は。それで、どがんしよるねと聞いたら、冷蔵庫に入れよると。そういうふうな努力もやっぱりしておられるようですね。そういうふうです。

それと、先ほど町長が言うように、確かに新しくこういうふうにレジ袋としてつくらなくても、今言ったようにばら売りができるなら、そこに置いておくと、それをレジ袋の代わりに入れて持っては帰られますね。ただ、もう一つついいですか、これは鳥栖でつくってあるもの。普通、レジ袋といったら、あまり模様がない――いや、ごみ袋です。ごみ袋といったら中身がよく見えるような、ちょっと言うと透明に近い半透明のやつが多いわけです。ただ、レジ袋になったら、何を買ってあるかなと、提げていかれるときに丸見えというわけです。だから、先ほど町長が言ったばら売りでも見えてしまうわけですね。だから、鳥栖はこういうふうにとっとちゃんというのを表に出して、こういうことを考えてあるわけです。

それから、今、ちょっと鳥栖の話をよくしておるけれども、町長、住みここちランキング……（「分かっていますよ」と呼ぶ者あり）鳥栖は第１位、惜しくも江北町は第２位。そのポイント差、0.4ポイントよ。ほとんど変わらんと思う。だけど、２位と３位といったら1.1ポイント以上あるね。だから、１位と２位とはえらく違う。そういうこともやっぱり住み心地に関わってきているのかなと私は思いますけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

痛いところを突かれますね。もちろん、特小のレジ袋をつくれば１位になるんだったらつくっても、それは冗談ですけど、実は私もこう見えて結構いろいろ暮らしの工夫をしています。この間、ダイレックスでスイカを買ったんですよ。このぐらい、たまには一人で全部食べたいなと思って。そしたら、町民の方に会いました。あれっ、町長さん、スイカ買いよるねと言われて、えらく私、景気がいいような感じに言われて、ちょっと恥ずかしかったなと思ってですね。そういう意味では、やっぱり人に見えないというのは大事かもしれませんけど、食べたのを今度、実際ごみに出す日までにちょっと時間がかかるものですから、変な話、昔はおばあちゃんの知恵で切って漬物にしたりとかしていたけど、ちょっと私はそういう能力がないものですから、食べた残りのを冷蔵庫に冷やしたりはしていました。いざ、ごみを出すときにやおら出して捨てるようなことはしていますから、こう言うとなんですが、ウジが湧いて不衛生になるほどまでじゃなくて、ぜひそこはかつがつごみも出していただきたいなというふうに思います。

さっきの鳥栖がしているからというのはちょっとあれですけど、せっかくこういった御提案をいただきましたから、しっかり研究をさせていただいて、また研究報告もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

よろしく御検討のほどお願いします。

そしたら、２番に移ります。

２問目は筑水の話になりますけど、話をする前に今年の稲作の現状をちょっとお話ししておきたいと思います。

というのは、皆さんも御存じと思いますけど、今年は非常に暑い夏でした。しかも、雨が全然降らなかったんですね。７月の初めにちょっと降ってからすぐ梅雨明けをして、それから２か月間、全然降らなかったんです。これは平成６年の気候と全く一緒なんですよね。平成６年はどうだったかといいますと、この筑水はまだ江北町には来ていませんでした。ですから、佐留志、それから八町、あの辺は稲が枯れてしまいました。平成６年ですね。そういった経験も私はしています。

ただ、今年の場合は筑水がありましたので、適宜に水を補給することができ、今、立派に

稲穂が垂れております。あと２週間もすれば収穫ができると思います。その点では、確かに筑水というのはありがたいと本当に思っております。一人の農業者としても筑水には本当にありがたいことだったなということをまず置いておいて、質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

筑水事業による町道、農地への弊害は今後どうするのか。

筑水、いわゆる筑後川下流土地改良事業において、我が町に嘉瀬川ダムから水田用の水が来たのは平成24年６月で、今から14年前のことでした。クリークの茶色っぽい水に青くきれいな澄んだ嘉瀬川ダムの水が注がれたときには歓声が上がったと聞いております。

この事業は、昭和51年に慢性的な水不足で、地下水くみ上げで農業を営んできた白石平野、これは江北町も含まれますが、この地区の農業用水確保を目的に計画されました。特に白石地区においては、昭和40年頃には過剰な地下水のくみ上げで家屋は傾き、水田の陥没等の弊害があちこちで起こり、これは大きな社会問題となっておりました。

そういったことから、昭和54年、筑後川下流土地改良事業から財政投融資資金を導入する特別型事業に分離した筑後川下流白石土地改良事業が始まりました。当初は六角川河口敷を活用し、河口堰の締切りにより淡水化して、そこに嘉瀬川ダムからの水を注水するということで水源を確保する計画でした。しかし、河口堰の締切りによる利水計画について関係者との調整ができず、農業用水の利水が困難となったことから、嘉瀬川からの直送により用水を供給する計画に変更しました。それが平成12年のことでした。

牛津町から白石町までの18.7キロに及ぶ江北町を横断する導水管の埋設工事が計画されました。直径２メートルの管を、推進工法といってモグラのように掘っていく工法で埋設するということでした。当時、管を埋設する導水路のルートが示されたときには沿線の地権者から反対運動も起こりました。２メートルの管をこの軟弱地盤に埋設したら周辺は必ず沈下して営農に支障をもたらす、羽佐間水路や芦刈水路みたいにできないかというようなことで反対はあったものの、町のほうから管を埋設したことで営農に支障をもたらすようなことがあれば当然町が責任を持って対処するという説明会が何回も公民館であったのを覚えています。

そこで、質問です。

まず１問目、町内には白石導水路と山脚導水路が通り、９か所の分水工が設置されております。この点検や維持管理はどのように行われているのか、答弁をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

白石導水路、山脚導水路、それから、町内９か所の分水工の点検、維持管理についてでありますが、まず、町内を通る白石導水路、山脚導水路、これは幹線ということで、幹になる線ということに当たります。それと、分水工については支線及び分水工ということで、管理方法については２つに分かれます。

まず、幹線につきましては、点検、維持管理は九州農政局から白石町を含む関係４市町、江北、白石、大町、武雄ですけれども、４市町で委託を受けまして、さらにその中で白石町が代表市町となりまして、白石土地改良区のほうに再度委託をし、管理を行っております。幹線については、これまで不具合等は発生しておりませんけれども、発生した場合には関係４市町で対応するということになっております。また、大規模な更新工事が必要な場合は農政局が対応するということになっております。

次に、導水路から分水工までの支線と分水工についての点検、維持管理でありますけれども、これは江北町連絡協議会が担っております。これまで分水工の不具合が３件発生をしておりまして、平成28年に八町第２分水工で漏水が発生し、それに対する対策を行っているということと、あと令和６年、八町第２分水工で仕切り弁が固着したということで、これについても対策を行っている。令和７年は八町第１分水工で固着があったということで対策を行っております。また、今年は佐留志分水工の漏水と仕切り弁の固着に対して対策を行う予定としております。

今後も関係機関と緊密に連携しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

以上であります。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

画面を切り替えてください。

（パワーポイントを使用）今、ちょうど画面に映っておりますけど、先ほど課長が答弁されました水色が幹線ですね、赤が支線というかな。この青色が白石土地改良区で管理をして、赤色が町で管理をするということですね。

私は今回、惣領分の分水工からこの青のところをずっと回ってみました。分水工もどうかなとずっと回って、佐留志の分水工を通って、山脚に行って、東分の分水工まで支線のほうも回って、ずっと見て回りました。確かに課長が言うように、よく管理をされていて、特別問題はなかったと思います。

今回、先ほど申しましたとおり、記録的な少雨というか、渇水だったもので、各分水工で今回取水をしたパーセントといいますか、その辺は分かりますかね。これは通告書に上げていませんけど、その辺は答弁できますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田中議員の再質問にお答えします。

今年度の筑水の取水についてでありますけれども、分水工ごとにちょっと読み上げたいと思います。

まず、一丁田分水工、下小田ですけれども、62.1％の現在取水ということであります。次に下小田分水工67.7％、東分分水工31.4％、西分分水工70.8％、八町第１分水工58.4％、八町第２分水工66.3％、佐留志分水工73.7％、惣領分分水工13.1％、町全体としては58.2％、現在取水をしているというところで、分水工の多いところでは７割強の取水をされているということであります。

この取水率につきましては、８月28日に江北町の連絡協議会のほうで情報共有をし、今後の取水に役立てていただくように周知をしております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

御存じのとおり、今年の夏は大変水不足がありましたものですから、先ほど課長が答弁したとおり、町全体で58.2％なんですよね。昨年度まで一番使ったときで、町全体では44％だったんですよね、使っても。もちろん、もともとの水がめがある前提ではありますけれども、先ほども不具合の中で固着とかいろいろありましたね。特に江北町の連絡協の中でも、実際必要なだけじゃなくて管理通水ということで、常時ある程度使うことが大事だというこ

とで、そういう問題意識も持っていただいておるものですから、そういう連絡協とはいろいろ連絡を取りながら維持管理ということはやっていかなければいけないかなというふうに思っています。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

ありがとうございます。確かに今年はやっぱり多かったですね。

そしたら、２問目ですけど、２問目の導水路沿線の不具合の調査等は先ほど課長が答えられましたね。先ほど言いましたように、幹線は白石土地改良、それから、支線のほうは江北町連絡協議会でやるということでいいですね。

そしたら、３問目に参ります。

営農に支障をもたらしているとすれば、どのような対応ができているか、町の考えをお願いします。答弁をいただく前にちょっとモニターを見てください。

（パワーポイントを使用）トラクターの後ろがちょっと見えていますけど、この道、ずっと延びていますけど、ここの下に管が埋まっているわけですよね。先ほど申しました２メートルの管がね。そして、先ほど申しましたように、白石町とか大町とかに水を送っているわけよね。これを見ていただくと分かりますように、こっちのほうは土が見えていますよね。こっち、管が埋まっているほうを見てください。見て分かるように、どうしてもこういうふうにちょっと低くなっているわけよね。それで、代かくときも大変ですけど、どうしてもこういうふうな形状になっていると除草剤が効かんわけですよ、この高いところは水で覆ってもいないもので。それで、その辺もあるか分かりませんけど、今年、田んぼを回って見てもらえば分かると思いますけど、田んぼの中に結構草が植わっています。

それから、これも一緒ですけど、これは反対から見たところですね。白線をしているところに管が埋まっております。これも同じように管が埋まっているほうが低くなっているのが分かりますね。

それから、この道に管が埋まっております。ここがすごく路肩が傷んでおるというか、こういうふうになっております。

これも一緒ですね。実際、これは前に一遍してもらったもんね。そのとき、私言いましたもんね。ただ泥を塗ったぐらいではすぐまたあれしてしまうよと、もう少し気合を入れて、

本当の仕事をしてもらいたかったというようなことを言っておりました。やっぱり案の定、こういうふうになってしまっております。

それから、筑水の工事をした後、下のほうになっているやつですが、これが前の舗装。そこに、こういうふうにちょっと上乗せをして舗装しているわけですよね。ですから、余計この辺に段差ができて、こういうふうに崩れていくんじゃないかと思います。

画面を切り替えてください。

実は今年、田植過ぎに例年のごとく、農協主催の農談会にも顔を出させていただきました。その中でも大西だったかな、大西でも筑水のところの舗装が割れて、田んぼのほうに石が入ってくるとか、そういう意見も出ておりましたので、その辺を考えながら答弁をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私が平成28年に町長に就任させていただいたすぐだったと思います。やはり筑水事業の影響と思われる沈下、不陸などが町内に散見をされるということで、現地のほうにもそのときはお邪魔しましたし、また、その対策をということで、筑水事業の本体全体が平成30年度までの事業期間だったので、どうせしてもらうならその期間までのほうが、ちょっと言ってみれば工事のほうもやりやすいということで、一度町内のほうにも照会をかけさせていただいて、一定対策は取らせていただいたわけです。ただ、今、田中議員がおっしゃるように、それじゃなかなか小手先というか、不十分だったし、また、それから８年ぐらいたっていますから、そういう時の経過とともに、またさらにこうやって深刻化しているということだと思います。

今、画像を拝見すると、明らかにころっと違うですね。ここでちょっともう一回、きちんとそうした実情というか、実態の把握をまずさせていただくことが大事かなというふうに思っておりますので、またその方法なども御相談させていただきますので、ぜひ一度、実情の把握からまずさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

９番田中議員。

○田中宏之議員

よろしくお願いします。まず実情を把握していただいて、どういう対応ができるか、その辺を検討していただきたいと思います。

一応質問は終わりますけど、皆さんも御存じと思いますけど、今年の米価、去年は非常に高かったですけど、今年は大暴落を今しております。このままじゃ、確かに農業者がどんどん減っていくと思いますよ。江北町としては農業者に対して物価高騰対策等でいろんな措置もしてもらっており、大変ありがたく思っております。よその町の農業者の方から言わせると、江北町はようしてくれるよねと、よくそういう声を聞きます。本当にありがたいと思っております。

さっき午前中の答弁で４本の柱だったかな、そのうちの健康を守るで、来年もこういう事業があるかと質問されたところ、考えてみますと言われていましたので、農業のほうも今回限りじゃなくして来年も考えてもらいたいと思います。本当にこれは厳しいと思います。町長もよく御存じと思いますけど、生産資材は上がっておるし、それから、機械等もすごく上がっております。そんな中で、こういったふうに米価が下がってしまうと本当に営農ができなくなってくると思いますので、その点は町のほうでしっかりとサポートをしていただきたいと思います。その点をよろしくお願いします。

以上で終わります。

○井上敏文議長

９番田中宏之議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時30分。

午後２時19分　休憩

午後２時30分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

１番酒井明子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○酒井明子議員

こんにちは。１番酒井明子、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

１、ファミリー・サポート・センター事業の創設を求む。

現在、本町において働きながら子育てをする世帯、とりわけ周囲の支援、祖父母等の支援を得られないひとり親家庭は、就労と育児の両立において極めて厳しい状況に直面していま

す。小学校入学に伴う小１の壁及び高学年への移行に伴う小３の壁により、正規雇用の維持を断念せざるを得ないケースや、放課後の児童の安全な帰宅経路が確保できない深刻な事態が発生しています。特に、近隣市町で実施されているファミリー・サポート・センター事業が本町には存在しないため、町民が町外のサービスを頼ろうにも送迎等の面で利用できず、制度の空白地帯となっています。

また、放課後児童クラブの利用制限や帰宅時の交通インフラの課題など、現場では保護者が精神的、肉体的、さらには安全面でのリスクを抱えながら、日々の綱渡りの子育てを強いられています。町民が安心して江北町で働き、子供たちが安全に成長できる環境を整備するため、具体的な対策を求める声があり、質問いたします。

江北町独自のファミリー・サポート・センター事業の創設、または近隣市町との広域連携の構築の考えはあられますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、前提となる課題でございますけれども、小１の壁、小３の壁などたくさんの課題があるというお話でした。

これについては、やはり全国的な課題と江北町の課題とをしっかり分けて考える必要があると考えております。特に、小３の壁については、放課後児童クラブの対象年齢が以前は小学校３年生までした。現在は６年生までになっておりますけれども、小学校３年生までであったときに小学校１・２年生を優先的に入所させて、３年生は待機児童になるというケースがあったことから小３の壁と呼ばれるようになったものです。江北町におきましては待機児童がございませんので、そういった壁はないものと思っております。

また、小１の壁についても、様々な事情で転退職されたりする方がいらっしゃると思いますけれども、おおむね私が聞いている範囲では、放課後児童クラブを早めに決定していただくので、４月から小学校に入学した段階でフルタイムに変わることができるという方もたくさんいらっしゃいます。様々な壁があることは承知しておりますけれども、その辺を踏まえて答弁をしたいと思います。

答弁に入ります。

ファミリー・サポート・センター事業については、乳幼児や小学生等の児童の保護者を利用会員、支援を行いたい有償ボランティアを提供会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整等を行う仕組みでございます。

本町におきましては、現在、保護者の就労や一時的な保育ニーズに対応するため、放課後児童クラブをはじめ、古賀小児科内科のスマイルルームにおける病児保育事業、江北ひかりこども園で実施しております一時預かり事業、新たに制度化された乳児等通園支援事業に加え、ショートステイと呼ばれる子育て短期支援制度など、様々な子育て支援サービスを実施しているところでございます。

これらの子育て支援サービスにつきましては、昼間だけではなく、ショートステイなど土日や夜間の利用もカバーできており、保護者の皆様のニーズに応えることができている状況にございます。また、保育所や児童クラブから自宅までの送迎サービスについても、キッズラインなどの民間サービスを利用することができ、相談があれば随時紹介しているところでございます。

このように、子供の一時預かりや送迎など、保護者のニーズは公的サービスと民間サービスを併用しながら対応しているところでございまして、現時点ではファミリー・サポート・センター事業として立ち上げる必要はないと考えております。こうしたことから、広域連携についても、特段、現時点では必要ないと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

このままパワポでお願いいたします。

（パワーポイントを使用）もう一度、ファミリー・サポート・センターについて、こちらは佐賀県の男女参画・こども局こども未来課のほうで、子育てし大県“さが”ということで、乳幼児や小学生などのお子さんをお持ちの方で送迎サービスなどをされているということで引用させていただいております。

先ほどは必要ないということでしたけれども、もちろん町の中からのお声をお届けさせていただきます。こちらはこういう仕組みで、依頼会員がいらっしゃいましたら、サポートの申込みがあり、センターとして事務局、そして、その後、サポートの依頼が協力会員との間

でマッチングされます。事前打合せがあり、サポートを受けられた後に直接報酬を授受されるということなんですけれども、こういったサービスが必要ないということでしたけれども、一応佐賀県内でファミリー・サポート・センターが設置されているところが20市町のうち17あります。ここに上げているのは18ありますが、佐賀市内に２か所ありますので、御覧いただきましたら、サポート・センターとしての機能がないところが、設置されていないのは玄海町と大町町と、そして、この江北町です。３か所だけがありません。

こういった現状の中で、今のところ、つなぎ目がきちんと行われていて必要ないということですけれども、小３の壁だけではなくて、今の現状として江北町はネイブルと「うるる」のほうで２か所に分かれてされております。そのときに、急に帰らないといけない場合に親御さんとしては２か所に連絡を入れないといけない状況、また、お迎えも両方に慌てて行かないといけない状況が続いていらっしゃる方がいらっしゃいます。御兄弟いらしてもですね。なので、１年生から３年生までが「うるる」、４年生から６年生までがネイブルなんですけれども、そういった形で苦労なさっている方が続いているわけですね。その方たちのお声となります。

引き続き、放課後児童クラブの利用時間の弾力的運用と連絡体制の改善を求めます。お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

連絡体制の改善についてお答えしたいと思います。

この連絡体制につきましては、これまでの電話連絡に加え、連絡フォームへの入力による欠席連絡等の導入を予定しておりまして、保護者からの連絡手段は増える予定であります。

以上でございます。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。今後、連絡等も幅を広げてくださるということで、よろしくお願いいたします。

では、学校、または放課後児童クラブから自宅周辺までの安全な移動、帰宅支援及びバス

停の環境整備、循環バス時間の見直しを求めます。お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、「うるる」での放課後児童クラブの終了時刻の話ですが、こちらについては、終了時間の早いところで、県内で１市１町が17時まで、それと、18時までのところが３市７町、それと、本町と同時刻の18時30分までが１市２町、遅いところで19時までが３市、それと、施設ごとに時間が異なるところが２市ということになっております。

続きまして、延長の対応でございます。

延長対応を行っているのは４市７町でありまして、全て加算対応をされております。それと、本町と同様に延長がないところが３市３町、施設ごとに対応が違うところが２市、１市についてはファミリー・サポート・センター事業で対応されております。

現在、放課後児童クラブのほうに18時30分まで残っている児童、18時から18時30分までですけど、こちらについては９名います。18時20分を過ぎて残っている児童は５名になります。

今後の対応としましては、今も事前に連絡をいただければ18時30分を過ぎても職員のほうが対応しておりますが、終了時間等のニーズを把握しまして、延長対応の可否などは協議をしていきたいというふうに思います。

それと、下校時間については、今のところ、バスで残っている生徒が、夕方の便に乗っている児童・生徒が１名から２名しかいません。なので、下校時間等の変更を行ってどれぐらい増えるのかというのがまだ分かりませんので、その辺は学校と連絡をしまして協議をさせていただいて、大幅に増えるようであれば、総務政策課のほうに循環バスの時刻の変更ができないかなど協議をさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

児童クラブの終わり時間に関しましては、本当に18時半に合わせて皆さんお仕事を切り上げて帰ってみえております。そのことによって離職になってしまったり、それこそ、正職員

であられた方々がそのままパートでしか働けなくなられたりされておるという現状をぜひ知っていただきたいと思います。

それによって、できれば――先ほどはファミリー・サポート・センターは必要ないとおっしゃいましたけれども、18時半までのお仕事ではなかなか正職員としては難しいという方が多く、周囲のファミリー・サポートを見ますと、一番最長で多久市児童センターだと、18時から20時は追加料金を払うと20時まで見ていただけるところがあったりします。そのほかも先ほどおっしゃったように延長はあるんですけれども、その延長時間に安心して子供たちを守るという意味で、子どもの権利条約から言わせていただきますと、第18条、親の養育責任と国の援助、親が責任を果たせるよう適切な援助やサービスを提供する義務があります。なので、できるだけ検討していただきたいと思います。

学校の終わり時間では間に合わなかったり、これまでもされています。特に低学年だと１年生から３年生まで、特に１年生では練習を随分されても、それでもバスに間に合わなかったという例がありまして、学校の終わり時間が以前は15時35分でバス時間が15時34分だったり、ずれがあったわけですね。最近、５分前に終わるようにはなっていますが、やはり低学年のお子さんにとって５分でバス停まで行くというのはちょっと難しい状況でもありますので、できるだけ学校との連携を取っていただいて、バス時間との不具合がないようにしていただきたいと思います。

あと、お子さんが立っていらっしゃったとしても、バスが気づかずに、バス待ちのお子さんなのか、バス待ちでない、ただその辺で遊んでいらしたお子さんなのかが見分けがつかずに行ってしまったというケースもありますので、ぜひその辺も御理解いただきたいと思います。バス会社の方にもぜひその辺は御協力いただけるように――いつも子供たちのことを思って随分気には留めてくださっているんです、バス会社の方たちも。朝乗ってみましたし、帰りも乗ってみましたが、大体ほぼほぼお子さんたちをきちんと見守ってくださっていて、お母様方との連携も、誰かが来ていないねとかいってきちんと対応してくださっている方がほぼほぼなんですけど、たまたまだと思いますが、お子さんに気づかずに行かれたケースもあったということで、よろしくお願いいたします。

あと、ひとり親家庭に対する総合的な伴走型の相談、支援体制の強化を求めます。お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

酒井議員の御質問にお答えします。

本町におけるひとり親家庭への支援につきましては、国の母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に基づき、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、就業支援など、国や県の制度を活用しながら実施しているところでございます。

ひとり親家庭が抱える課題は、経済的な問題だけではなく、仕事と子育ての両立、子供の学習や進学、養育費、家事、育児の負担、さらには孤立など、複数の課題が重なっている場合があります。そのため、本町といたしましては、既存の制度を個別に案内するだけではなく、家庭の状況を丁寧に把握し、必要な支援を一体的につないでいくことが重要であると考えております。

本町では、こうした考えの下、令和７年４月からひとり親家庭等の医療費助成を完全無償化し、さらなる経済的負担の軽減を図っております。また、令和８年４月にはこども家庭センターを設置し、ひとり親家庭を含む子ども・子育て家庭の相談を受け付ける窓口を一元化し、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、必要な支援につなぐ体制を整備したところでございます。こども家庭センターにおいては、相談を受けた際に１つの課題だけを見るのではなく、家庭全体の状況を把握し、利用可能な制度やサービスを整理し、必要な支援につなげていくことにより包括的で継続的な支援ができるよう進めてまいります。

以上でございます。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

令和８年４月１日から施行されたということで、まだ動き始めて４か月、まだまだ親御さんたち、保護者さんたちに浸透していないことは事実だと思います。なので、できるだけ周知をもっとしていただくようにお願いいたします。

まだまだそういうつなぎ目や、移住していただいた方々、あと、例えば、聴覚障害の方々に対する周知がなかなかうまくいっていないように感じ取れております。できるだけいろんな形で、目で、耳で周知ができるような形で、せっかく立ち上げてくださっていますので、

それが周知にまだ至っていないと思います。できるだけよろしくお願いいたします。

単独で設置運営ができないのであれば、例えば、近隣市町で協定を結んで広域連携や共同設置を行うことは制度上問題がないと思うんですけれども、国の地域子ども・子育て支援事業のガイドラインにおいても、１つの自治体だけでなく、財政面や人員、専任のアドバイザー配置など維持が難しい場合には複数の自治体が共同して広域運営することも認められております。ですので、今のところはつなぎがうまくいくように動いてくださっているとは思うんですけれども、町のお母様方、お父様方の考えとしては、できるだけファミリー・サポート・センターとしてきちんと動いてくれる方を望まれておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、町が誇る住みここちランキング上位、先ほどもお話に出ましたが、３年連続２位というのは大変すばらしい成果だと思っております。しかし、その先に見据えるべき真の意味で選ばれる、選ばれ続ける町を目指すためにも、数値に表れにくい生活のしづらさ、子供たちの支援はもちろん、正規職員からパートへ余儀なくされている子育て世代の離職防止とキャリア継続の支援、就労支援の形を描けるのかが問われていると思います。切れ目ない隙間支援を求めたいと思いますが、もう一度、答弁をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

当然ながら、子育て世代の支援をしていくということは非常に重要なことと思っております。町といたしましても、ニーズ調査をするなど、これまでも様々な現状把握をして取り組んでまいりました。

先ほどファミリー・サポート・センター事業についても再度御質問がありましたけれども、この保育行政といいますか、子育て支援につきましては、たくさんのメニューがあって、14ぐらい今メニューがあります。県内全てしているところはございません。もちろんたくさんしているほうがはた目にはいいんですけれども、本当に保護者のニーズにマッチしているか、保護者の困り事に寄り添っているかというのが大事な視点だと思っております。私自身、以前、武雄市で教育委員もしておりましたので、武雄市でファミリー・サポート・センター事業があるということも十分承知しておりますし、江北町に移住してこられる方も、何で江北

はないんだろうとか思われるのは当然のことだと思います。

過去の経緯を調べてみました。このファミリー・サポート・センター事業につきましては、1994年、平成６年度に旧労働省によって、仕事と育児両立支援特別援助事業が委託事業として開始されました。その後、2005年、平成17年度から交付金事業に改められて、市区町村が実施主体となり、自主事業として開始されたものと認識しております。

当初、武雄市をはじめ、いろんなまちでファミサポ事業が始まった経緯というのは、子供たちの病気、発熱、やはり乳幼児は特に頻繁に熱を出しますので、そのために仕事を休まないといけないといったところが一番大きな課題で、当初はファミリー・サポート・センター事業にお願いして、支援者と利用者のマッチングをしてやるようにして仕組みがつくられたと聞いております。

その後、江北町においては、御存じのとおり、病児・病後児の保育をしていただくスマイルルームが古賀小児科内科に開設されました。西部地区でも本当に一番早く開設されて、かなり助かられたと思います。武雄市のほうではまだありませんでしたので、ファミリー・サポート・センターにお願いしようとしても、なかなか熱を出した子供たちは受け手がなかったと。専門性もありませんし、やはり怖いと。預けるほうも怖いし、預かるほうも専門的な知識がないということでお断りされていたわけです。そこで、武雄市のほうでは江北町のスマイルルームに委託をして、大町も多久も近隣の市町はほとんど委託をされていたという状況があります。そういう状況の中でありましたので、江北町としては、そういうスマイルルームを活用しながら、ほかの一時預かりであるとか様々な事業に取り組んできたわけでございます。

その後、一時預かりも江北ひかりこども園で実施されておりますし、まだ実施されていない市町もあります。また、制度化された乳幼児の預かり事業も含めて、こども誰でも通園制度が昨年ありましたし、仕事をしていなくても突発的な用事であるとか様々なことに対応できる制度がようやく追いついてきております。こうした中で、江北町は子育てについては本当にトップランナーを走っていると、トップランナーだと自負しております。先ほどもありましたように、様々な課題に向き合って、先手先手で取り組んできておられますし、外から見て羨ましいなと思っていたところです。

また、保護者のニーズにつきましても、こういう預かり支援はかなり充実してきたので、経済的な支援を求める声が多くて、給食費の無償化であるとか、あるいは医療費の無償化で

あるとか、そういった支援も併せて実施されております。優先順位を決めながら取り組んでおられて、非常にいいなと思ったところです。中に入ってみて、本当に充実していることを実感いたします。こういったところが合計特殊出生率の全国上位であるとか、住みたいまちランキング第２位という結果につながっているものと思っております。

こうした経緯で、ファミリー・サポート・センターの有用性は十分理解しておりますけれども、トップランナーを走っている江北町にとっては入れるタイミングがなかったということで、その間にいろいろなニーズに対応してきておりますので、今となっては――ほかの市町にいろいろ聞いてみました。ファミサポセンターをやっている事務局に県内いろいろ聞いてみましたけれども、こういう一時預かり制度であるとか様々な支援制度が充実してきて、最近はなかなか利用者が減ってきていますという回答をいただいています。しかも、キッズラインとか民間のサービスも保育士であるとか看護師さんが、専門的な方が24時間対応していただくということで、非常にサービスも充実してきて、専門家が対応してくださる時代になっております。こうしたことから、ファミリー・サポート・センター事業がどうのということはありませんけれども、ファミリー・サポート・センター事業でカバーされている事業は十分にカバーできているという認識をしているところでございます。

今後ももちろん調査研究をしてまいりますけれども、例えば、キッズラインとか、現在利用できる民間の会社が撤退したとか、状況が変わるようなことがあれば、ファミリー・サポート・センターを改めて検討する時期も来るかもしれません。現時点ではということで申し上げておきますので、様々なニーズのある方が議員にも御紹介はあると思いますけれども、そういう困り事があったら、教育委員会、または先ほどありましたこども家庭センターに御相談いただくようにアドバイスをぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

確かに乳幼児に対しての病後児対応、ほかにはないとてもすばらしい事業をされておりますので、本当に安心した乳幼児の時期を過ごされる方が多いかと思います。ただ、小学校に入ってからの困り事が特に多いと思います。そこはやはり切れ目がどうしても見えてしまう。

なので、今後ともぜひ検討していただきまして、本当に数値化できない部分、切れ目のないお子さんたちの支援をお願いしたいと思いますので、検討のほうをよろしくお願いいたします。

あと、武雄のほうでは、やはり設置をされたときにファミリー・サポートに関するお勉強をきちんとされた方たちが特に関わられているということをお聞きしております。なので、ただただファミリー・サポート・センターという名前ということではなく、きちんと中身のある支援体制が整ったらいいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから、特に最後、教育長からは総括的に答弁をいただきました。

御存じのとおり、江北町出身ではあられますけれども、それこそ教育のプロとして、また、武雄市では教育委員も務められておりまして、そういう意味では、江北町の現在地を客観的に先ほど答弁いただいたんじゃないかなと思います。少し褒め過ぎじゃないかと面映ゆいところもなくはなかったんですけど、実際それだけ我々もしっかりやってきているつもりではあります。

多分私、酒井議員は本当に個別にいろんな方たちと交流をされていて、個別のいろんな事案はよく御存じだというふうに思います。それを今度、最終的に普遍化してというよりも、もしかすると個別にいろいろお聞きになられている町民の方のお困り事とか悩み事とかいうことを個別に解決する方法を考えていただいたほうが、こういうお話があったから、それはこういうふうに制度をみたいなことも、そういう普遍化ということも大事なんですけど、当然町もやってなくはないし、例えば、こども家庭センター、さっき周知が足らないと一刀両断されますけど、担当課としては当然周知にも努めていますし、だからといって困っておられる方がいらっしゃらないとは言わないので、そういう個別のいろんな事案とかお困り事を多分よく御存じだというのはよく分かりますので、そういう個別の事案を解決していくことの中で、恐らくそこから見いだされる、最終的にはニーズとか普遍化した制度という話になるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、もし酒井議員が把握されているそういう個別の事案については、それぞれ担当課にぜひぶつけていただければ、我々も解決にはしっかり努力をさせていただきたいと思い

ますので、よろしくお願いします。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

本当に小さな困り事が大きな困り事につながっておりますので、お一人が困っていらっしゃるということは、結構たくさんの方が困っていらっしゃる。声を出せない方のほうが多いですので、そこをすくっていきたいと思っておりますので、ぜひこれからもよろしくお願いいたします。

では次、２問目に行きます。

再度問う、防災力アップ、安全・安心なまちづくりに向けて。

令和８年７月28日火曜日16時27分、熊本で再び最大震度７の大きな地震が発生しました。今回の件で、日頃の避難訓練や備えがいかに命を守るかを改めて痛感させられています。自治体間では支援の調整が進んでおり、九州のみならず、全国から支援を行う仕組みがお互いさま協力として定着しつつあります。特に、妊婦さんや小さなお子さん、御高齢の方、障害のある方など、配慮が必要な方々が安心して過ごせる場所につないでいきたいと考えます。

今回、避難所は10年前と何ら変わらない光景に実は愕然としました。令和６年３月議会一般質問では、私自身の東日本大震災での被災の経験や、能登半島地震を受け、防災力アップ、安全・安心なまちづくりに向けて質問いたしました。その中で、町職員を対象とした避難所対応マニュアルの作成、災害避難所対応訓練の重要性、実施を求めました。その際、総務政策課長は、コロナ対策のマニュアルを基に時点修正する、そして、今後はマニュアルの運用と併せ、通常の訓練として職員の避難所運用訓練ということで実施していきたいと考えていると答えられています。あれから２年半、そして、熊本地震から10年、再び熊本を震度７の地震が襲い、千葉、そして、北陸地方、東北地方、関東と、次々と記録的豪雨で自然災害に対するこれまでの経験や備えの想定を超える出来事が続き、対応の難しさが浮き彫りになっています。

能登半島地震及び熊本地震時も、地域の防災力を上げるには定期的に避難訓練を続けることが重要であり、実際に避難訓練をしていたことで被災者を最小限に抑えられたとのこと、また、関連死に対する意識も高まり、とりわけ要支援者や高齢者にとって苛酷な避難生活が

もたらす心身への負担は大きく、事前の備えが不可欠です。

そこで、福祉部門と連携した避難訓練の在り方や関連死を防ぐための個別避難計画の実効性向上について、どのように取り組むのか質問いたします。こちらは同僚議員が同じ内容で質問されましたけれども、割愛すべきところですが、とても大切な内容なので、もう一度お答えいただきたいと思います。お願いします。

町職員を対象とした避難所対応マニュアルの作成状況をお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

避難所運営マニュアルについては、新型コロナウイルス感染症の流行期でありました令和２年６月にコロナ対策を踏まえたマニュアルを作成しております。以前は新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行したことに伴いまして、これを基本として、通常のマニュアルとして運用したいと申し上げていたかと思います。

これまで見直しを行うように準備はしておりましたけれども、何分、コロナ対応の流行期におけるマニュアルということでございまして、避難所のレイアウトや健康チェックなど厳格な対応が求められておりまして、多くの項目を見直す必要がございました。見直しを行うならば、スフィア基準を踏まえたものをということも考えておりました。そうしているうちにネイブルやさわやかスポーツセンターへの空調整備などもありましたし、本年４月に佐賀県と市町の物資に関する連携備蓄体制要領が改定をされるなど、避難所運営関連の状況がいろいろと変化をしてまいりまして、時間を要しております。

また、現在、国の地域未来交付金を活用して避難所の防災備蓄品の整備を行っておりますことから、これらを考慮した上で避難所運営マニュアルの改定を行うということとしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

運用関連など、それこそ最近はいろんなことが立て続けに起こりましたので、大変な思いをされているのはよく分かっております。ただ、私も地域防災計画などは目を通しておりまして、随分と改善をされておりまして、新しい防災気象情報など、あと、被災者支援の充実、防災ボランティアの活動の連絡体制強化など、いろいろと変更なさっている部分は確認をしております。その辺に関しては、刻一刻と変化する自然災害の中で町民の皆様の命と暮らしをいかに守り抜くかを、たゆまぬ努力をされているのは十分に分かっておりますので、今後とも代弁者としてはすばらしい計画に向かっていくことを願っておりますので、ぜひ今後もよろしくお願いいたします。

それでは、町職員を対象とした災害避難所対応訓練の実施状況をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の２問目の御質問にお答えしたいと思います。

町の職員を対象とした避難所の運営訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営訓練ということで、先ほど申しましたマニュアルを策定した後、令和２年６月21日にネイブルと老人福祉センターにおいて、各課の職員約40名が参加をいたしまして実施しておりますけれども、これを避難所運営マニュアルの運用と併せて通常の訓練として実施していきたいということを申し上げたかと思います。

先ほど申し上げましたけれども、現在、避難所運営マニュアルの改定作業を進めておりますので、午前中も申し上げましたが、マニュアルの改定後は速やかに避難所運営訓練を実施したいということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

その実施時期は年末にということでしたけど、間違いないでしょうか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

〇総務政策課長（山中博代）

酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

年末をめどにということで考えてはおりますけれども、いろいろ今、熊本地震のほうの派遣等もまだ続いております。長期の支援が必要ということでございますので、その辺のところも踏まえまして、実施のほうを考えていきたいということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〇井上敏文議長

１番酒井議員。

〇酒井明子議員

やはりいつということを決めてかからないとなかなか進まないことではありますので、できるだけ努力をしていただきまして、できるだけ早くに実施していただき、町の皆様の安全・安心に向けてよろしくお願いいたします。

ただ、その際に、午前中もお話がありましたが、まずは町民の皆様の安全・安心を守るためには役場の皆様の命を一番最初に守ることが一番ですけれども、そこはよろしくお願いいたします。

では、これまで大体地震の発生から48時間以内に避難所に設置する導入環境を示す言葉としてＴＫＢ48などがありますが、町にとって清潔なトイレの確保、温かい食事が提供できるキッチン、エコノミークラス症候群や雑魚寝を防ぐ簡易ベッドをそろえていると思います。実情、やはりそろえただけでは、48時間で設置するというのはなかなか難しいものでありますので、実際に避難訓練とともに、そういうことを念頭に動いていただけたらと思います。やはり48時間の壁というのは、災害直後は人命救助が最優先ですけれども、災害から48時間を過ぎると避難所の環境が悪化し、体調不良や災害関連死を引き起こす大きな原因となりますので、ぜひその辺も念頭に置いていただきたいと思います。

町には、たしか災害時連携協定を結んだホテル、「R9 The Yard 江北」、運営する会社との災害時連携協定を2022年に締結されておりますが、平時は一般の宿泊施設、災害時にはレスキューホテルとしてフェーズフリーの機能を持つホテルがあります。いつどのタイミングで要請するのか、決まり事がありましたら、この場でお答え願います。

〇井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員から御紹介がありました株式会社デベロップ様が運営される「R9 The Yard」のコンテナホテルということでございます。これについては、令和４年５月12日に江北町と株式会社デベロップ様とで災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定ということで締結をしておりまして、同５月30日に国道34号バイパス沿いに全30室のコンテナホテルがオープンされております。

この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、町の要請に基づき、株式会社デベロップ様が保有をされる、または管理する移動式コンテナホテル等の貸与による提供を受けるというものでございます。この協定に基づきまして、町が必要に応じて要請を行った場合は、コンテナホテル等の優先的な提供による協力をいただくということになっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

それでは、次に行きます。

自主防災、地区防災の現状と取組の状況は。

自主防災、地区防災の現状と取組の状況についてお願いいたします。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

自主防災、地区防災の現状と取組状況はということでございますけれども、現在、午前中の答弁にも申しましたけれども、町内の自主防災組織は32組織ございます。地区防災マップの作成については、全35地区が完成ということでございます。また、防災士については、町内18地区に27名ほどおられまして、そのほか、佐賀県の防災リーダー講習会のみ受講された

方が８地区11名ということでいらっしゃいます。

以上でございます。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

午前中もお聞きしておりましたけれども、やはりとても大切な内容でしたので、ただ、32地区、防災マップが８年をかけて完成したと。（「35地区」と呼ぶ者あり）35地区ですね。35地区、防災マップのほうが８年をかけて出来上がったということです。一番最初に出来上がったところは、もう８年が経過しているわけですね。ということは、それだけの年月をかけて、なかなかよそにはないものをされたということはすばらしいことです。ただ、年月がたっておりますので、今度はまた再度作り直していくという過程に入っていかなければいけない時期に来ていると思っていますので、再度作成の必要性があると思っておりますけど、どのようにお考えでしょうか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の再質問にお答えしたいと思います。

８年前と申しましたけど、平成30年度に平山地区、こちらは防災士会長さんがいらっしゃるところになりますけれども、平山地区が最初に作成をしたということでございます。

今後の予定については、まだいつからということは決まっておりませんけれども、町のハザードマップ等の改定も行う必要がございますので、そちらのほうの改定をいたしまして、その後、また地区防災マップに取りかかりたいということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日、西原議員の御質問にもお答えしましたけど、35地区全て自主防災組織をつくる、それと、自主防災リーダーを配置する、それと、地区防災マップを作成するということで、こ

の３つでいけば、最初の２つはまだできていないんですよね。だから防災マップの更新をしないという意味ではなくて、町も関与して35地区全部できたわけですから、次の更新はそれぞれの区が、自主防災組織ができて、そして、そこに自主防災のリーダーがいて、そこを中心に今度更新をやっていただくということが私は大事だと思います。そうせんと、できるところだけずっとやっていても、できないところを一個一個壊していくということが大事だと思うので、今日も申し上げましたけれども、任期中にぜひ35地区全てこの３つがそろうようにしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。ぜひ自主防災のほうに向けて力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、要配慮者（自力避難困難者）の避難支援と個別避難計画の策定状況をお答え願います。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

酒井議員の御質問にお答えします。

要配慮者（自力避難困難者）の避難支援と個別避難計画の策定状況について御質問ですが、災害対策基本法において要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する方のことをいい、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑な避難の確保を図るため、特に支援を要する方が避難行動要支援者と定義されておりますので、この避難行動要支援者の避難支援と個別避難計画の策定状況について御説明いたします。

１点目の避難支援につきましては、高齢者等避難を発令し、老人福祉センター等に避難所を開設した時点で、避難行動要支援者名簿を基に避難所を開設したことをお伝えし、早めの避難を促すために健康福祉課から直接電話連絡を行っております。その際、避難所への避難を希望される方がいらっしゃれば、該当地区の区長へ情報提供を行い、地域で対応をしてい

ただいております。

２点目の個別避難計画の策定状況についてですが、令和８年４月１日現在の佐賀県の避難行動要支援者名簿登録と個別避難計画の策定状況は、避難行動要支援者名簿の登録者数が３万6,594人で人口の約4.5％、平時から関係機関等への名簿情報の共有に同意している方が１万9,217人で名簿登録者の約52.5％、個別避難計画の作成人数が１万4,548人で作成率は約39.7％となっております。

これに対し、本町においては、避難行動要支援者名簿登録者が544人で人口の約5.7％、平時から関係機関等への名簿情報の共有に同意している方が315人で名簿登録者の57.9％、個別避難計画の作成人数が315人で作成率は57.9％となっており、県内の平均値を若干上回っている状況です。

以上でございます。

○井上敏文議長

酒井議員。

○酒井明子議員

区長さんをはじめ、民生委員の方々の協力がかなりあっていると思います。これからも引き続きインクルーシブ防災、誰一人取り残さない防災に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、花山球場の環境改善及び暑さ対策を求めます。

近年、地球温暖化に伴う気候変動により夏季の暑さは年々厳しさを増しており、熱中症のリスクはスポーツやレジャーの現場において深刻な問題となっています。町民の健康増進や部活動、社会人スポーツの拠点である花山球場においても、利用者の安全、快適性を確保するための環境整備が急務となっています。

そこで、利用者から寄せられた切実な声とともに、花山球場の設備改善及び暑さ対策について問います。

猛暑対策として、ミストシャワー及び扇風機の設置、そして、ベンチ周辺及びブルペンの環境改善を求めます。また、シャワー室の新設、あるいは簡易的な洗浄スペースなどの対応、最後にトイレの改修、リニューアルを求めます。お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

〇こども教育課長（坂元弘睦）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、猛暑対策としてミストシャワー及び扇風機の設置はということですが、こちらについては、現状、本部席、それと審判室には扇風機を設置しております。ただし、ダッグアウトにはコンセントがないため、扇風機が設置できない状況になっております。しかしながら、県内19あります球場では、充電式のミストファンの貸出しを行っているところがございますので、花山球場でも考えていきたいというふうに思います。

それから、ダッグアウト周辺及びブルペンの環境整備ということですが、現状では、ダッグアウトではコンクリートの劣化、ベンチの老朽化等が見られます。安全性に問題がある場合は修繕をしていきたいというふうに思います。

それから、ブルペンについてですが、プレート、傾斜等は問題ないというふうに思っております。

それから、シャワー室の新設、あるいは簡易的な洗浄スペースなどの対応はということでございます。

こちらについては、県内の球場では、シャワー室がある球場がみどりの森球場をはじめとして６か所ありまして、こちらはいずれも選手控室も併せている球場でございます。高校野球、大学野球、社会人野球の公式戦が行われている球場でありまして、そのほかの球場ではいずれもダッグアウトですとか球場周辺の手洗い場で対応されている状況です。令和６年度にダッグアウトの手洗い場の修繕及び球場外の手洗い場の排水対策を行っておりますので、こちらについては現状の利用でお願いをしたいというふうに思います。

それから、トイレの改修を求めるということです。

こちらは、県内の球場のトイレ、計で200基ございますが、そのうち洋式トイレは139基、約７割となっております。先ほどの公式戦が行われる球場の便器数が多くて、多くの球場がその内部にトイレがある球場でございます。花山球場のように外にある球場では、まだまだ和式のほうが多い状況でございます。花山球場の清掃管理をお願いしております愛球会ですとか利用者の方から声を聞かせていただき、対応を考えていきたいと思います。

以上であります。

〇井上敏文議長

１番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

やはり暑いこのさなか、命を守り、地域活性化につながる投資として総合的な環境リニューアルを強く求めますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○井上敏文議長

１番酒井明子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時40分。

午後３時30分　休憩

午後３時40分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

２番古賀里美議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○古賀里美議員

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。２番古賀里美でございます。いよいよ最後になりました。皆様お疲れのことと思いますが、あと１時間、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項、鳴江河畔公園のさらなる利活用について。

町は、かつて杵島炭鉱の閉山後、人口減少や過疎化という大きな課題に直面し、さらに鉱害復旧に伴い、町や町民も様々な負担を背負ってきた経緯があります。そのような歴史を経て、町民に心の潤いと憩いの場を提供する目的で整備されたのが鳴江河畔公園と伺っております。自然環境にも恵まれ、遊具も整備されており、週末や夕方には親子連れを中心に利用者が多く、親しまれる場所となっています。一方、公園西側の広大な土地があり、県有地でありながら町が管理していると伺っております。

私は議員１年目の一般質問において、この鳴江河畔公園の利活用について質問をいたしました。その際、町長からは、鳴江河畔公園の利活用はこれからの町のテーマだというふうに認識している、公園の特性、住民のニーズも含めてしっかり考えて、利活用として実現したいとの答弁をいただきました。

そこで、質問です。

鳴江河畔公園の利用状況、また、住民の皆さんのニーズを町はどのように把握されていま

すか。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

古賀議員の御質問にお答えします。

鳴江河畔公園の利用状況、住民の皆さんのニーズということでございますけれども、鳴江河畔公園の利用につきましては年平均15件の使用許可申請がございます。主な利用内容といたしましては、バーベキューやグラウンドゴルフ、各種イベントの実施ということであります。日常の利用においても、地域の皆様の散策、子供たちの遊具遊び、あるいは保育園の遠足の場として、幅広く親しまれているところであります。また、昨年は六角リバーフェス2025が開催されまして、町内のみならず、町外からも多くの方に御来場いただいたということであります。

こうした実績から、日常の利用につきましては町民の憩いの場として、また、イベントなどの特別な利用については川沿いの豊かな自然環境を生かしたレクリエーションの場として、それぞれ目的に応じた多様なニーズがあるというふうに把握をしております。

以上であります。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。今、利用状況について御答弁をいただきました。

では、住民の皆さんのもっとこういう使い方ができたらいいとか、こういう施設があったら利用したいという潜在的なニーズについては、町として具体的に調査されたことはあるのでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

古賀議員の再質問にお答えします。

ニーズについての調査ということでありますけれども、調査したことはございませんが、日頃の公園の利用について御意見をいただくことがあります。一番多いのがやっぱり衛生面

といいますか、トイレがきれいに管理されていないような状況もよくあったりとか、そういった苦情があったりとか、あとは遊具が、最近修繕もいたしましたけれども、利用勝手が悪いとか、そういった御意見をいただくことがありますので、そういったところは随時改善をして公園の利活用に努めているところであります。

以上であります。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

申し上げたいのは、現在の利用者だけを見て公園の利用価値を判断するのではなく、現在は利用していない住民が何があれば利用したいと思うのかという視点も必要ではないかということです。

近年、ペット同伴型の公園の利用ニーズが高まっていますが、町民とその家族であるペットが共に過ごせる憩いの場が今の町には残念ながらありません。

そこで、質問です。

鳴江河畔公園西側敷地の利活用というテーマについて、一歩を踏み出す考えはありますか。

もう一つ、町としてドッグラン整備の必要性についてどのように考えられているのかをお答えいただければと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

鳴江河畔公園については、先ほど古賀議員からも御紹介がありましたとおり、町民の皆様の憩いの場ということで、現在それぞれの使い方で御利用いただいているものだというふうに思います。

先ほどのペット同伴型公園は別として、一歩踏み出すには少し特定した使い方にできないかということなんですよね。（発言する者あり）違うんですかね。いや、今のような使い方じゃなくて、何かもう少し具体的な目的に特化した公園にできないのかとおっしゃっているわけですよね。それは可能だと思います。ただ、そうすることによって、今まで思い思いに使っていただいた方に対しては排他的なことにもなるものだからですね。だから、まさに

ウォンツとニーズ、こういう使い方をしたいという方がおられるからといって、そこに特化してしまうと、それ以外の方が使っていただけないということになるものだからですね。

そこはやはり慎重にあるべきだと思いますが、一つあるのは、例えば、みんなの公園、あそこは指定管理として運営をしていただいています。やはり我々役所ではなかなか思いつかないようないろんなアイデアや発想、また、実際運営も含めて民間ならではの運営をしていただいているんだと思います。これはここで断定的に言うわけではないですけど、例えば、鳴江河畔公園の指定管理下みたいなことの中で、もちろん住民のニーズは踏まえた上でではありますけれども、そういう少し特徴のある使い方ということはできなくはないと思いますが、繰り返し言いますけれども、そうやって特化していけばいくほど、そこから漏れる利用者の方がおられるということは頭に置いておく必要があるというふうに思っています。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

私は鳴江河畔公園そのものをドッグランにしてほしいと申し上げているのではありません。現在、鳴江河畔公園は子供たちが遊ぶ場所と、犬を散歩される方の利用が同じ公園内にあります。犬を飼っている方にとっては、愛犬と一緒に公園を利用したいという思いがあります。一方で、犬が苦手な子供や、突然犬が走って近づいてきたりすることで不安を感じる子供さんや保護者の方ももちろんいらっしゃると思います。子供たちと犬との接触が思わぬ事故につながる可能性も危惧しております。

だからこそ、同じ公園を利用する中でお互いが安心して過ごせる環境を整えることが大切だと考えます。例えば、ペットが安全に運動できる場所を設けることができれば、犬は犬の場所で過ごし、子供たちは安心して遊具や広場で遊ぶことができます。これは子供たちの安全を守るための公園環境の改善であるとも考えます。子供の安全、ペットとの共生、子育て世代の暮らしやすさ、生活環境や魅力を一つ一つつくっていくことが、それこそ先ほど言われた住みここちランキング0.4ポイントの差なのかなというところもありますけど、県内１位へとつながる大切なことではないでしょうか。答弁をお願いします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

古賀議員の御質問にお答えします。

本町の公園ですけれども、みんなの公園の交流棟を除いて、ペットの同伴は可能であります。

その上でですけれども、鳴江河畔公園の西側敷地のことに触れられております。これは恐らく西側と東側で利用者の切り分けができれば、ペットの方は西側に、子供たちは東側にというすみ分けができるんじゃないかというような御趣旨であると理解をしております。

しかしながら、先ほど古賀議員から御紹介いただきましたように、県管理の河川敷を借りて公園としております。河川敷でありますので、河川本来の機能とか防災面とかというところも気にしていく必要がありますので、西側敷地の利活用というテーマについては、ペット同伴型の公園も含めて、また、ほかのことも含めて慎重に考えていきたいというふうに思います。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

せっかく江北町の総力として３年連続住みここちランキング２位になりましたから、これをやっていないから、これが0.4ポイント差というのはぜひやめてもらいたいと思います。もちろんみんなが全力でやっている結果ですからね。もしドッグランを造れば0.4ポイント上がると約束してくれるならいいですよ。そういうことじゃないですよね。ですから、みんなの努力をくさすふうに私は聞こえたものですから、ぜひそこは改めていただきたいと思います。

さっき私が排他的と言ったのは、人間か犬か、子供か犬かということでいけば、ここは犬を自由に遊ばせるところということで、子供たちが危なくないようにと言った時点で排他的な利用になってしまいますよねと。ですから、そこは慎重にやるべきだということを言ったわけであって、今はある意味、出入り自由、何してもいいとは言いません、もちろん規則はありますけど。それを、目的をはっきりさせる、または分けることによって、結果的に今までの自由度は下がって排他的になりますから、そこは使い方をきちんと考えないといけないですねという意味で言ったわけであります。

以上です。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

町長がおっしゃるのは本当にごもっともであります。でも、鳴江河畔公園はある程度、みんなが自由な使い方をしても、まず管理者がいないという点から、本当に自由に使っている場所でもあるので、町民の皆さんが心置きなく使えるように、でも、安全性、安心のことを考えれば、やっぱりワンちゃんはワンちゃんの囲いをして、子供たちは本当に安心して走れるような場所、遊具も故障したまま、使えないまま、あのままで放置されて何か月かたっています。なので、あれを撤去するのであれば早く撤去する、新しいのを設置するのであれば早く新しいのを設置するという形を取っていただかないと、何か忘れられた公園みたいに地元の方は思っていらっしゃいます。なので、そこら辺はきちんと管理していただけたらと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私は猫を飼っています。ですから、最近はペットも家族同然というのはよく分かります。ちょうど町長になりまして２年目に保護猫の引受けをしました。今、８年間一緒に暮らしています。正直言うと、私にとっては今の自分の町長生活を一番そばで長い時間支えてくれたのは猫じゃないかなと思うぐらい、私にとっては正直大事な存在です。今年の夏、腫瘍になりまして、鼻腔内腫瘍ということで、がんですよ。それこそ山口大学に放射線治療に連れていったりするぐらい、正直、人と変わらないぐらいケアもし、時間もかけ、やりましたので、それが猫か犬かの違いだけで、犬を大切にされる方の気持ちもよく分かります。

ただ、じゃ、ドッグランをそうやって、犬は家族同然だからドッグランを、しかも公営でということになると、県内で公営のドッグランはあるんですかね。町営、もしくは市営、県営のドッグランは。ないですよね。民間のドッグランはあちこちあります。ドッグランがない市町も、うちも含めて５自治体は一つのまちにドッグランがないということなんです。だからといって町で造るということではないんだろうというふうに思いますし、江北町の方は江北町の中のドッグランしか行けないということでもなくて、私もどこかに一回行ったことがありますけど、それこそいろんなところから来られて、おたくはどこからですかとか、何

を飼ってありますかみたいな交流も進んでいるというのはよく分かりますけど、今回、鳴江河畔公園をドッグランとしてということになると、今言ったように、公営でまでやっているところというのは、犬を飼っておられる方、ペットを飼っておられる方の気持ちにももちろん添う必要はありますけれども、そうでない方の気持ちにもやっぱり添う必要があるということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

鳴江河畔公園の中にドッグランを造ったらどうですかと言っているわけではないです。なので、管理者がいないところなので、ただ柵を作っていただければ、飼い主が自由に遊ばせるだけで、料金も何も要らない。ただ柵を作るだけというのは県外にはあります。南阿蘇にありました。そこを視察に行ってきました。登録費用も要らない、入場料も要らない。ただペットの飼い主さん同士の――きちんとしつけをされていない犬もいると思いますけど、それは飼い主の責任の問題であって、ただ場所を提供しているだけの施設が公園にありました。

なので、私は費用を取るとか使用料を取るとかいうことは少しも考えていなくて、西側にあれだけ広大な敷地があるので、そこをできれば犬だけを遊ばせるスペースを造っていただけたら、子供たちも安心して鳴江河畔公園のほうで、反対側の公園のほうで遊べるし、ペットも飼った親子も一緒に遊べるのではないかと思っての発言です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

いや、だから、別に町で使用料を取ってまでとか、そういうことじゃなくて、まさに今おっしゃったとおり、やっぱりそこで犬を遊ばせられる、犬だけとは言いませんけど、それを自治体でやっているところがどこかありますかねということを今お尋ねしたんです。そうすることが犬を飼っていない子供たちに安全だからとおっしゃるから、子供たちの安全を確保するために犬が自由に遊べる場所がないといけないというふうに聞こえるものだからですね。だから、そうではないんですよね。

そうなると、今回御質問通告いただいているとおり、町としてドッグラン整備の必要性についてどう考えられていますかという通告をいただいたので、町として、いわゆる犬を自由

に遊ばせられるドッグランというものを果たして整備している市町がありますかねということをお尋ねしたんです。

ですから、それを子供たちのためというのはちょっと違うんだろうと思うんですよね。だって、最終的には自分が飼っている犬を自由に遊ばせる場所が欲しいと、それが結果的に子供たちはそこには入ってこないから子供たちも安全だというふうに言ってあるわけですから、一義的な目的はあくまでも自分の飼っておられる犬を自由に遊ばせる場所が欲しいということをおっしゃっているんじゃないかなと思うんです。それを市や町で整備しているところがあったら、ぜひ御紹介をいただきたいというふうに申し上げているんです。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

すみません、私の勉強不足で、自治体が整備されている場所は確かにないです。ないですが、子供たちと犬が一緒に遊べるスペースというのも町にも――でも、みんなの公園はドッグは入れますけど、リードをつけてからということですよね。リードをつけないで遊ばせる場所がやっぱり飼い主さんも欲しいと思うし、子供たちも、犬と一緒に遊ばなくても親子で――やっぱり親子で遊んで、ワンちゃんも一緒に遊びに来れるような場所というのがあったらいいかなということは思っているので、それが江北町には鳴江河畔公園が一番適している場所ではあるのかなと思いまして、できれば公園を、子供たちが遊び回る、ちょっと離れた西側の広場にワンちゃんがいるというのが理想ということで私も提案させていただきました。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

じゃ、それはドッグランということじゃなくて、ペット同伴で利用可能エリアを設定してもらったらいいというような意味でいいんですかね。（「そう言いました」と呼ぶ者あり）ドッグランじゃなくてですね。（「はい。だから、子供は子供の遊ぶ場所、犬は犬が遊ぶ場所……」と呼ぶ者あり）その子供は子供の遊ぶ場所という子供さんは、犬を飼っておられる御家庭の子供さんのことを言っているんですか。ということは……（「いやいや、違います、違います。犬を飼っている――いいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。（「犬を飼っている人

は、やっぱり犬は……」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

すみません、犬を飼っている方は犬に慣れています。でも、犬を飼っていない家庭の方も公園に遊びに来るわけじゃないですか。なので、突然犬は、ただ走ってくる子供に対し接触したりとかしますからね。だから、それが危ないのではないかということです。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

でも、それは飼い主の責任なんじゃないですかね。近くの人に危害を及ぼさないように管理をする必要があるということだし、先ほど御紹介いただいたみんなの公園にしても、特に犬同伴禁止じゃないですよね。ということは、自分が飼っている犬を自由に自分の家じゃなくて遊ばせられて、ほかに迷惑をかけない場所が欲しいということをおっしゃっているんですよね。（「そうなります」と呼ぶ者あり）じゃ、それを町が整備をしているところがありますかと。そのお気持ちはよく分かります。私は猫を飼っているので、猫は散歩も行かなくていいし、電柱におしっこもしませんけどですね。だから、町としてそういうエリアを整備しているところがありますかと。

私、別にむげに拒否しているわけじゃないんですよ。ただ、本当に町でやる必要があるのかなということを思うものだからですね。いや、それが証拠に、あそこの町もここの町もそういう、言ってみれば、ペットにリードをつけないで自由に家族と一緒に遊ばせられるエリアを設定しているよというところがあれば、ぜひ教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

画面を切り替えてもらっていいですか。

（パワーポイントを使用）次の質問に行かせていただきます。ペット同伴型の避難所の必要性についてです。

２年前の令和６年３月の一般質問で避難所の空調設備設置についての質問をした際、ペット同伴の避難所に対する町の対応を質問いたしました。町内には11か所もの指定避難所がありますが、ペット同伴可能な指定避難所はいまだにありません。

町内には約516頭、これは３年前のデータですが、家族として人と一緒に暮らしている数です。猫に関しては登録義務がありませんので、ペットと暮らしている世帯数はさらに多いと認識しております。

そのときの総務政策課長の答弁は、石川県能登半島地震では緊急的にペット避難所を開設されたという事例も聞いている、改めてペット同伴の避難所の必要性を感じていると答弁をされました。

そこで、質問です。

ペット同伴の避難所の必要性を感じていると答弁されてから２年がたちます。ルールづくりなど、現在の進捗状況をお聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

ペットとの避難につきましては古賀議員から再度の御質問ということでいただいておりますけれども、現在、具体的にペット同伴避難の在り方を示すまでには至っておりません。前回は、石川県能登半島地震におきまして長期間の避難が必要となっている方がおられる中で緊急的にペット避難所を開設されたという事例もありまして、ペット同伴避難所の必要性を感じているということで申し上げたと思います。その際に古賀議員もお話しされたように、動物が苦手な方や動物アレルギーをお持ちの方もおられて、そのような方々からすれば、ペットと同じ避難所に行くことは苦痛でしかないというようなことも考えられると思います。同じ空間に人とペットが避難をするという場合は、やはり動物アレルギーや臭い、そして、空調設備のありなしなどを考えますと、今のところ、まだ同伴避難ということでは難しい状況にあると思います。

なお、現在、県内市町においても同伴避難所を設けている市町はないということでございます。

できるだけ速やかにペット避難に伴う避難場所やルールを定めてお示ししていきたいとい

うことで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

最終的には同伴避難がいいんでしょうけどね。ただ、江北町の世帯と同じ世帯分の建物がどこか別にないと多分駄目なんだと思います。そういう中で、まずは同行避難、要はずっと一緒じゃなくて、一緒に避難はして別々のところにいるということがまずその前にできることじゃないかなと思います。ただ、そのためには、自分が飼っているペットだけじゃありませんから、やはり各家庭でケージに入れるようなことをきちんと慣れさせていただいて、例えば、全天候広場がありますよね。そこにケージを並べて、適度に見に行ったり、散歩させる人は散歩させるみたいなことがスタートなんじゃないかなというふうに思います。

もちろん理想は、特に飼っておられる方からすれば、同伴避難ということが理想だとは思いますけど、先ほど課長が言ったように、飼っておられる方、飼っておられない方、単純に好き好きだけじゃなくて、まさに身体的に影響を及ぼす方もたくさんおられます、アレルギーなんかもですね。ですから、そういう中でなかなか難しい同伴避難を施行する過程として、やはり同行避難ということを町としても、例えば、ガイドというんですか、ケージに入れて持ってきていただいて、日に１回は管理をしてくださいとか、例えば、餌は御自分でやってくださいとか、まず、そういう同行避難のルールをつくることから一歩を始めないといけないなというふうに思っています。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

過去の災害では、避難所にペットを連れていけない理由で飼い主が被災し、亡くなられた方もいました。あってはならない事例です。

環境省は、今回の７月に起きた熊本地震でもペット同行避難への対応を行っていました。ペットがいるから避難できないという理由で避難をためらう住民を出さないためにも、ペット同行避難所の開設を具体的に進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。（「同行ですね」と呼ぶ者あり）同行です。同伴ではなくて同行です。お願いします。同行

でお願いします。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

古賀議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長のほうからも答弁がありましたけれども、まず、やはり同行避難ができるようにということで、避難場所、そして、ルールということで、やり方のほうを定めた上でお示ししていきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

画面をお願いします。

（パワーポイントを使用）Ｂ＆Ｇ海洋センター、今後の方向性についてです。

昨年の一般質問で、老朽化が進むＢ＆Ｇ海洋センターについて今後の方針を問いました。その際、町長からは、Ｂ＆Ｇ体育館、プール・トレーニングセンターに老人福祉センターを含めた３つの施設は改修、修繕には約８億6,000万円、解体をすれば約１億4,000万円の費用がかかるのではないかと試算をしており、経費を踏まえれば解体をしたいと思っていると答弁がありました。あれから１年が経過しました。町としてＢ＆Ｇ海洋センターの今後について改めてお尋ねいたします。

質問１、その後、どのような検討を行い、どのような結論に至ったのか、説明をお願いします。

また、単に施設全体の改修、修繕に係る費用と解体に係る費用だけを比較するのではなく、町にとって本当に必要な施設は残してもよいと思いますが、そうしたことも検討されたのでしょうか。この２つについてお答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、お約束のとおり、本議会の冒頭で基本的な方針については御説明を申し上げました。副町長をトップに庁内で検討を進めてきました結果として、老人福祉センター、Ｂ＆Ｇの体育館、プールとトレーニングセンター、それと全天候の４つについて検討を行い、結果として、全天候のスポーツ広場については江北町の唯一無二の施設でありますから、改修、機能強化はする一方で、老人福祉センター、体育館、プール・トレーニングセンターは廃止をしたいと。ただし、廃止の時期については、指定管理の関係もありますし、また、老人会から継続の要望もありましたので、老人福祉センターが11年度まで、そして、それ以外の体育館とプールは９年度末まで残すということで、今議会の所信表明の中でも申し上げたとおりであります。

ただ、これは単純なコストの比較だけではなくて、この後、多分御質問いただくんだろうと思いますけれども、ほかの施設利用を融通することで対応可能ということで教育委員会が検討結果を報告してくれましたので、そうした今後の利用状況も含めて検討した結果であります。

なお、このことについては、ここで古賀議員が一般質問として質問されるので、そのやり取りと、議会が終わってから、恒例であります重要設備の説明会の中でも御説明をさせていただきたいというふうに思っておるということです。

以上です。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

今、町長は唯一無二の全天候と言われましたけど、どこの施設も唯一無二の施設だと思っています。それに限らずですね。

Ｂ＆Ｇ海洋センターは現在、町の指定避難所として位置づけられています。町のホームページでも、老人福祉センター約122人、トレーニングセンター100人の避難所として掲載されています。さらに、トレーニングセンターは町の備品のマットを活用することで避難者に生活環境を整えることもできています。

単に老朽化した公共施設としてではなく、災害時に町民の命を守る避難所、いざというときにどれだけ避難の選択肢を残しておけるかという視点から、解体を前提に考えるのではな

く、現在ある避難所機能をこれからの時代に必要とされる避難機能へと展開するという考え方があってもいいと思います。

この２つの施設のいずれかを災害時のペット同行型避難所として活用できないかということです。２階建ての施設だからできる、上に人、飼い主の下にペット。新しく造るのではなく、既存の施設を活用するという選択肢を捨てないでいただきたいと思います。答弁をお願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどのドッグランと構図が似ているなと思いました。ドッグランが要るということのためにとは言いませんけど、子供たちの安全を確保するためにドッグランが要るとか、今回も避難所が必要だからトレーニングセンターが要るということじゃなくて、避難所が必要であれば避難所として再整備する必要はあるかもしれませんね、トレーニングセンターとしてではなくてですね。そこはもちろん検証する必要があります、避難所をこれからどうしていくのかということはですね。

もう一つ言いますけれども、あくまでも今回は町としての方針を、検討の結果をお約束しましたから、１年たってですね。そういう方針でおりますということを申し上げました。もちろん、解体をする前にはパブリックコメントもします。だから、もしそういう声が町民の皆さんの中で多ければ、やはり我々は耳を傾ける必要があるし、もう一つは、町としてはそれだけのコストをかけて改修しないけれども、例えば、民間事業者で、ああ、それだったらうちで活用させてくれれば、改修もし、うちで引き受けますよというふうなところも、いわゆる企画提案ですよね、そういうことはやりたいなと思っています。そのときに、場合によっては、仮に災害のときには避難所として活用させてくれというようなことは言えると思いますから、今、廃止の方針を申し上げただけです。それに至るまでにはいろんな手続がありますし、単純に壊す前にいろんな可能性ということは当然探られるというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

改修に係る費用というのは、解体する前提での改修なんですけど、老人福祉センターは11年までということは、あと３年間はそのままに既存されるということですよね。トレーニングセンターについては、今年５月の梅雨時期に天井から雨漏りがしていたということを聞いて、すぐ直していただきました。なので、今すぐ解体するような使いにくさはまずありません。こういう避難所としても機能できる施設なので、本当に町民の声を私は代弁してここに立たせていただいています。

温水プールも今は使っていない状態で６年たちます。水を張ったままです。水を張ったままなので、湿気がひどいです。なので、水を抜くのか、使うのか使わないのかはっきりしていただいて、利活用というのを早く進めていただけたらと思います。なので、プールを使わないという、２年前、３年前でしたかね、坂元課長から答弁をいただきましたので、何で抜かないんですかと言ったら、使うことを前提にためておかないと、ひびが入る。でも、６年間使っていないので、使う予定があるのかと疑問に思います。そういうところもなかなかやっていただいていないので、プールを使わないのであれば、そこを早めに何かほかの利活用で、いろんな方向性で考えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

古賀議員の再質問にお答えします。

前回の質問の際には、プールを使う使わないではなくて、水を張っていないと側面ですとか底にひびが入って施設が傷んでしまうということでお答えをしていたと思いますので、現状、水を張っていない状態にすると、逆に施設の老朽化が進むという状況でお答えをしていたと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

それでは、６年間プールを使わなかった理由を教えていただけたらと思います。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

再質問にお答えしたいと思います。

一番の原因は、令和２年に発生しましたコロナウイルスの分が一番大きいことだと思います。その後、再開も考えたんですが、利用者数がどんどん減少しておりました。それと、ランニングコスト等を考えても、このまま続けることはできないというふうに判断をしております。

以上であります。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

それでは、老人福祉センターとトレーニングセンターは避難所としての機能をなくすことになりますが、避難所の確保もですが、トレーニングセンターの利用者は年間約１万4,000人です。取壊しの場合、既存の施設で対応するということでしたが、そこで１つ質問していいでしょうか。改めて、年間利用者の施設利用や、各団体との時間調整等の進捗状況をお聞かせ願います。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

Ｂ＆Ｇトレーニングセンターの現状であります。令和７年度の利用者数１万4,678人でございます。令和６年度の利用者数が１万7,304人でしたので、前年と比べて2,626人の減少というふうになっております。

午前中、町長のほうの答弁でもありましたように、令和８年度から町内の社会体育施設の利用のルール変更を行っております。こちらについては町民優先の利用を第一に考えていくということで、予約とかの方法も変更をいたしております。

現在、Ｂ＆Ｇトレーニングセンターを主に使っていただいている利用団体については６団体ございます。そのうち、町内の団体は３団体、利用者数は133人でございます。そのうち、

町内の団体の割合としては、約４割が町内団体、そのほかは町外の団体でございます。

調整の進捗状況でございますが、例えば、町内団体のほうがさわやかスポーツセンターに場所を変更いたしましても十分受入れは可能でございます。また、現状の仕様で考えた場合、町外団体が場所の変更をして、さわやかスポーツセンターに場所を移した場合でも、一部時間等が重なる場合がございますが、時間の変更ですとか曜日の変更をしていただけるようであれば、さわやかスポーツセンターでの受入れも可能でございます。

ただし、定期的に利用される団体が増えることが予想されますので、もしさわやかスポーツセンターで調整をする場合においては、今利用をされている団体で持ち帰りが可能なものについては持ち帰りをお願いしていくことにはなるかというふうに思います。

なお、さわやかスポーツセンター以外の施設の利用も調整に含めて考える必要があるというふうには思っております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

よかったらもうちょっと教育委員会から丁寧に答弁してもらいたかったなと思います。

というのは、以前、トレーニングセンターの利用者が１万4,000人とか１万7,000人と答弁をされたものですから、そんなに多いのを本当に廃止されるのかと正直私自身は思ったんですよね。ただ、実際１万4,000人というのがどういう人たちなのかということをきちんと精査して、そして、本当に町として代替機能をきちんと確保する必要がある人たちなのか、というのは、町内の方たちなのかどうなのかということをきちんと精査してほしいと、そして、その上で調整をしてくださいというふうにしました。その結果、大丈夫ですということだったので。

だから、１万4,000人という頭の数じゃなくて、実際ほかの施設で調整する必要がある数はもっと少ないと思います。それをぜひ、もし補足ででも言ってもらえるのだったら言ってもらいたいと思います。

それと、さっき賢者は――私は賢者じゃないですけど、歴史は大事だなと思いました。今回、老人福祉センターの敷地のいろんな施設を検討する中で、今回、花山球場、御質問いただいたですよね。花山球場が何でできたかというと、もともと今の老人福祉センターのとこ

ろに町民グラウンドがあったんですね。野球をされたりしていた。ところが、老人福祉センターができるとか、Ｂ＆Ｇができるからだったかな、今までのようなグラウンドがなくなるということで、本当に物すごい反対運動が起きたらしいんですよ。その代替として花山球場ができたそうです。

私、小学校のとき、武道場は今の小学校体育館のこっち側にあったですもんね。あれが取り壊されて、今、さわやかスポーツセンターになっているんですよね。だから、元武道場だから今も武道場なのかなと思っていたんですけど、この間、あそこで柔剣道大会があったんですよ。私は呼ばれて行きました。そして、もちろん空調の効き具合なんかも確認しながらしていると、下に黄色い線が引いてあるんですよね。私はバドミントンをするものですから、これはバドミントンの線じゃないですかねと聞いたら、あそこは実はバドミントンもできるような施設なんですね、線が引いてあるから。ただ、ネットを開けるあれはなかったので、自立式のやつでないといけないけど、それは見当たりませんでした。

だから、どこの団体も今のままの状態でそのままでいいとは言っていませんが、お互い融通をしたり調整をしたりすると、今の町のキャパでは何とかなるということだったものだから、それはさっき言ったようにコストだけの話ではないです。

ただ、あんまり当たるようには言えませんけど、じゃ、自分のところだけの施設というような使い方はやっぱりやめる必要があるなと思って。ずっと置いたままになっているような道具が結構あるんですよね。ですから、やっぱりいろんな人たちが入れ替わり使うんだというようなことも多分調整はしてもらう必要があると思いますけれども、繰り返しになりますけど、単純にコストだけ比べているわけではありません。利用の状況とか町政の状況ということも教育委員会が確認をしてもらったものですから、それも踏まえて将来を見て、今回は廃止という方針をひとまず今お示ししているということで御理解いただきたいと思います。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

先ほど１万4,000人のうちに町民がどれだけいるかということを町長はおっしゃいましたけど、町民であろうが、町外であろうが、利用料を払って使用させていただいているわけなので、そういう分けた言い方はしないでいただきたいと思いますが、トレーニングセンターを使っている団体がさわやかスポーツセンターに全員移動するとなれば、時間の調整と入替

えの時間帯とかが本当に、駐車場のことも考えてですね。一度、駐車場の中で事故になろうとしたことがあったんです、子供たちが飛び出たりとかしてですね。ちょうど団体と団体の入替えの時期だったので、子供たちが散らばって、自分の親の車にぱっと走っていったりするんです。そういう事故のことも考えれば、余裕を持ったキャパの入れ方というのをきちんと検討していただきたいし、施設を取り壊してからでは、入らなかったとか調整できなかったでは取り返しがつきません。なので、年間１万4,000人とか利用している現状と、避難所としての役割も含めて、老人福祉センターとトレーニングセンターの解体については、いま一度慎重に検討していただくことを要望したいと思います。答弁をお願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、古賀議員からは町内と町外を区別しないでほしいと、料金を払っているんだからとおっしゃいましたけど、決して維持ができるコストをそのまま御負担いただいているわけではありません。私は江北町の町長であるものですから、当然、江北町民の皆さん方が前提としてこれからの施設がどうあるべきかというのは考える必要があります。江北町にホテルがいっぱいあったり、旅館がいっぱいあったりして、町外の方がたくさん来られて泊まられるからという経済的効果があれば、また話は別ですけどね。

ただ、今は難しい時代なんです。単純に町民とか町民じゃないとか言えなくなりましたし、しかも、いろんな団体とか、それこそ中体連だって部活じゃなくても、今回もリバイバルという大町のチームで出たり、白石のアスリートクラブとして出たりというふうに、非常に横断的になっているのはよく分かっています。だからこそ、今回、教育委員会でルールをつくられたんですよね。３分の２以上町民がおられれば町内団体とするとかですね。

だから、区別はしにくいけれども、そこはきちんとルールを決めてもらってやっているものですから、その上での町内の団体、やはり町民の皆さんを私は優先すべきだというところは変わりはありません。

以上です。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。それぞれの施設が利用、整備されている中で、本当に全ての団体が無理なく活動できる環境を確保していただけたらと思います。（「最後にいいですか」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

方針を示すと１年前に言いましたから、方針を今日は示させていただきました。ですから、もちろんいろいろ、今回、一般質問は時間に限りがあると思いますから、それだけではなくて、また重要設備の会議の中でも議論させていただきたいと。

結論を出せと言われて出しているわけです。だから、その結論については当然また議論はさせていただいていいわけですからね。だから、今回はそういう方針まで申し上げたということですし、その考え方も申し上げました。それはもしかすると御理解いただけないところがあるかもしれませんけれども、それはまたきちんと議論もさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○井上敏文議長

２番古賀議員。

○古賀里美議員

町長のおっしゃることはよく分かりました。なので、慎重に検討していただくことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上敏文議長

２番古賀里美議員の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程の一般質問は終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

なお、一般質問２日目は明日午前９時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時33分　散会